
久慈圏域 成年後見制度利用促進基本計画

(計画期間 令和3年度～令和7年度)

令和3年3月

久慈市 洋野町 野田村 普代村

ごあいさつ

国は、ノーマライゼーションや自己決定権の尊重等の理念と、本人保護の理念との調和の観点から、平成29年3月に成年後見制度利用促進基本計画を定め、全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築と中核機関の整備等を目指しています。

このような中、久慈地域では平成25年10月に岩手県北広域振興局の呼びかけで、4市町村、4市町村の社会福祉協議会による「久慈圏域の成年後見制度に係るあり方検討会議」を立ち上げ、権利擁護の現状と推進組織の必要性、市町村ごとに推進組織をつくることは財政や人的資源の確保が困難で現実的ではないということから、圏域で「久慈地域成年後見センター」の設置を目指すことを共有し、協議を進めてまいりました。

平成28年12月には、久慈広域4市町村共同事業として久慈地域成年後見センター（委託先：久慈市社会福祉協議会）を開設しましたが、広域行政としての権利擁護の取組を進めるためには、横断的な地域福祉行政の推進が必要なことから、広域による共通の目標として本計画（久慈圏域成年後見制度利用促進基本計画）を策定することとしたものです。

「住み慣れた地域で自分らしく暮らすこと」は多くの方に共通する願いであります。

社会が大きく変化する中であって、今後より多様で複雑化する課題と向き合いながら、一人一人がより豊かな人生を送ることのできる持続可能なまちづくりを進めるため、地域の皆様一人ひとりのご理解とご協力、積極的な参画をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご意見・ご指導をいただきました久慈地域成年後見ネットワーク会議委員の方々をはじめ、ご協力いただきました多くの皆様に厚く御礼申し上げますとともに、本計画に基づく施策の推進につきまして、引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和3年3月

久慈市長	遠藤 譲 一
洋野町長	水 上 信 宏
野田村長	小 田 祐 士
普代村長	柁 屋 伸 夫

目次

第1章 計画の概要	1
第1節 計画策定の背景と趣旨	1
1 成年後見制度利用促進基本計画策定の背景	1
2 成年後見制度の趣旨及び内容	1
第2節 計画の位置づけ	2
1 計画の根拠	2
2 計画の期間	3
3 上位計画等との整合	3
第3節 計画策定のための取組及び体制	4
1 久慈地域成年後見ネットワーク会議	4
2 行政内部の連携体制	4
3 アンケート調査の実施	4
4 パブリックコメント	4
第4節 国の成年後見制度利用促進基本計画で関連する主な取組内容	5
第2章 人口動態及び要支援者数等の状況	7
第1節 人口等	7
1 人口の推移	7
2 世帯の推移	12
第2節 要支援・要介護認定者数、障がい者数の状況	14
1 要支援・要介護認定者数の推移	14
2 障がい者数の推移	17
第3章 計画の基本的な考え方	19
第1節 基本理念	19
第2節 基本目標及び実施計画	19
第4章 実現に向けた具体的取組	21
第1節 成年後見制度の利用支援	21
1 現状と課題	21
2 基本目標の取組	21
第2節 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり	23
1 現状と課題	23
2 基本目標の取組	23
第3節 利用者がメリットを実感できる制度の運用	25
1 現状と課題	25
2 基本目標の取組	26
第5章 計画の推進	29

1 推進体制	29
2 国・県との連携.....	29
資料.....	31
1 令和2年度久慈地域成年後見ネットワーク会議委員名簿	31
2 久慈地域成年後見ネットワーク会議設置要項	32
3 第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画の策定に係るアンケート調査	33
4 「久慈圏域における成年後見に関するニーズ調査」報告書.....	35

【用語の表記について】

※本計画では、障害の表記について、法律・制度でその名称が定められているものは「障害」とし、その他を「障がい」としました。

第1章 計画の概要

第1章 計画の概要

第1節 計画策定の背景と趣旨

1 成年後見制度利用促進基本計画策定の背景

成年後見制度は、認知症高齢者や障がい者など判断能力の不十分な人のために財産管理や契約を代わって行う成年後見人等を選任する制度であり、平成11年の民法の一部改正により、従来の禁治産制度が見直され、平成12年4月から開始した制度です。

平成28年5月には「成年後見制度の利用の促進に関する法律」(以下「法」という。)が施行され、国ではこれまでの取組と、さらにノーマライゼーション、自己決定権の尊重、身上の保護の重視に向けた制度理念の尊重を図ることとされたところです。

また、法では県や市町村に対して、必要な制度利用に関する促進体制の整備などに努めることが明示され、平成29年3月に、法に基づく成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定されました。その計画の中で、市町村における成年後見制度の利用の促進に関する施策について基本的な計画(以下「市町村促進計画」という)を定めるよう努めるものとされました。

そうした中、平成28年12月、久慈市、洋野町、野田村、普代村(以下「4市町村」という。)では久慈地域成年後見センター(以下「センター」という。)を共同設置しましたが、広域行政としての権利擁護の取組を進めるためには、横断的な地域福祉行政の推進が必要なことから、広域による共通の目標として、久慈圏域成年後見制度利用促進基本計画(以下「広域促進計画」という)を策定することとしました。

さらに、4市町村においては、市町村促進計画を策定する際に、この広域促進計画の項目を盛り込み、それぞれの市町村の実情に合わせた独自施策の追加や必要な変更を加え、市町村促進計画を策定することとなります。

2 成年後見制度の趣旨及び内容

(1) 成年後見制度の趣旨

認知症、知的障がい、精神障がいなどがあることにより判断能力の不十分な方々が、不動産や預貯金などの財産を管理したり、身のまわりの介助のために介護などのサービス利用や施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要があっても、自分で行うことが難しい場合があります。また、自分に不利益な契約であってもよく判断ができずに契約を結んでしまい、消費者被害に遭うお

それもあります。成年後見制度とは、このような判断能力の不十分な方々を、成年後見人等が本人に代わって財産管理や契約行為などを行うことにより、本人の権利擁護支援を図る制度です。

成年後見制度は従来、本人保護を根本とし、本人の意思や自己決定権の尊重もその理念とされています。家庭裁判所では、できる限り本人の意向を聴き、保佐開始又は補助開始の申立てをするときに、代理権の付与等には本人の同意を必要とするなど、本人の意思を尊重する制度が取り入れられています。

また、「高齢者も、障がいのある人も、家庭や地域で区別することなく共に生活することができる社会をつくろう」というノーマライゼーションの理念も、成年後見制度の理念の一つであるとされています。

(2) 成年後見制度の主な内容

成年後見制度は、認知症や障がいなどにより判断能力が「不十分」、「著しく不十分」、「欠く」常況にある人が利用される制度で、大きく分けると、法定後見制度と任意後見制度の2つがあります。法定後見にはさらに、「後見」、「保佐」、「補助」という3つの類型があり、家庭裁判所への手続により、本人の判断能力の程度に応じて審判により類型が決定されます。必要に応じて、申立後に家庭裁判所が鑑定を行うことがあります。

また、選任される成年後見人等については、第三者である専門職が成年後見人等になる場合や、家族などが親族後見人として選任される場合、この他にも、同時に複数人が成年後見人等となる複数後見やリレー式後見といった多様な方法があります。

第2節 計画の位置づけ

1 計画の根拠

センターを共同設置した4市町村では、横断的な地域福祉行政の推進が求められることから、広域行政としての取組を進めるため、広域促進計画を策定することとしました。

なお、法第14条の市町村の講ずる措置となる基本的な計画である市町村促進計画を4市町村それぞれで策定する際は、広域促進計画の項目を盛り込み、それぞれの市町村の実情に合わせた独自施策の追加や必要な変更を加え、市町村促進計画を策定することとなります。

2 計画の期間

国の基本計画は、平成29（2017年）年度から令和3（2021）年度までの5年間としています。

なお、本計画の期間は、令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの5年間とします。

年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	
国	成年後見制度利用促進基本計画					次期計画						
久慈市	地域福祉計画									次期計画		
洋野町	地域福祉計画					次期計画						
野田村					地域福祉計画							
普代村					地域福祉計画				次期計画			
各4市町村					障がい福祉計画 高齢者福祉計画		次期計画					
広域促進計画 (本計画)					久慈圏域 成年後見制度利用促進基本計画		次期計画					

3 上位計画等との整合

本計画は、4市町村それぞれの最上位計画に位置づけられる「総合計画」と調和し、体系上の関連計画である「地域福祉計画」と一体的に連動して取り組むため、今後、4市町村の地域福祉計画または障がい福祉計画及び高齢者福祉計画等の見直しの際に、本計画を該当する部分に統合していく予定です。

第3節 計画策定のための取組及び体制

1 久慈地域成年後見ネットワーク会議

この計画の策定に当たっては、高齢者、障がい者等の権利を尊重し、地域で安心した生活が営めるよう権利擁護に関する取組や関係機関の連携等を推進することを目的とした久慈地域成年後見ネットワーク会議（久慈地域成年後見センターで設置）において、審議・検討を行っています。

2 行政内部の連携体制

本計画の策定は、障がい福祉及び高齢者福祉に係わる部署を主管課とし、庁内関係部局の各担当部門と連携を図り、検討、調整を行っています。

3 アンケート調査の実施

本計画の策定は、特に高齢者・障がい者を中心に住民の意見等が十分に反映されることが望まれることから、第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画の策定の際に障がい者の現状や意向などを把握するために実施したアンケート調査や、久慈市社会福祉協議会等で実施した成年後見に関するニーズ調査を参考にし、計画づくりに反映させています。

	第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画の策定に係るアンケート調査	久慈圏域における成年後見に関するニーズ調査
調査の種類及び対象	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の所持者から無作為抽出。	久慈地区の介護保険事業所・相談事業所・生活支援ハウス並びに自立支援事業所・相談支援事業所・医療機関等 69 事業所
実施主体	4 市町村	久慈市社会福祉協議会、久慈地域成年後見センター

4 パブリックコメント

本計画の策定にあたっては、パブリックコメントを実施し、計画に反映させました。

第4節 国の成年後見制度利用促進基本計画で関連する主な取組内容

国ではこれまでの取組に加え、ノーマライゼーション、自己決定権の尊重、身上の保護の重視に向けた制度理念の尊重を図るため、平成28年5月に成年後見制度の利用の促進に関する法律を施行しました。市町村は、法第14条において、国で策定した基本計画を勘案し、市町村における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるものとされました。

また、法第15条で、都道府県は市町村が講じる措置を推進するため、各市町村の区域を超えた広域的な見地から、成年後見人等となる人材の育成、必要な助言その他の援助を行うよう努めるものとされ、法第7条では施策への協力に関する国民の努力を規定するとともに、法第8条で関係機関等の相互の連携が定められました。

国の基本計画で示された主要な取組については、以下のとおりです。

- (1) 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善
 - ・財産管理のみならず、意思決定支援・身上保護も重視
 - ・適切な後見人等の選任、後見開始後の柔軟な後見人等の交代等
 - ・診断書の在り方の検討
- (2) 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり
 - ・権利擁護支援が必要な人の発見と早期からの相談
 - ・後見人等を含めた「チーム」による本人の見守り
 - ・「協議会」等によるチームの支援
 - ・地域連携ネットワークの整備・運営の中核となる機関の必要性
- (3) 不正防止の徹底と利用しやすさとの調和
 - ・後見制度支援信託に並立・代替する新たな方策の検討
(預貯金の払戻しについての後見監督人等の関与を可能とする仕組み)

成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成二十八年法律第二十九号） ～抜 粋～

（国民の努力）

第7条 国民は、成年後見制度の重要性に関する関心と理解を深めるとともに、基本理念にのっとり、国又は地方公共団体が実施する成年後見制度の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（関係機関等の相互の連携）

第8条 国及び地方公共団体並びに成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施に当たっては、相互の緊密な連携の確保に努めるものとする。

2 地方公共団体は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施に当たっては、特に、その地方公共団体の区域を管轄する家庭裁判所及び関係行政機関の地方支分部局並びにその地方公共団体の区域に所在する成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者その他の関係者との適切な連携を図るよう、留意するものとする。

（市町村の講ずる措置）

第14条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

（都道府県の講ずる措置）

第15条 都道府県は、市町村が講ずる前条の措置を推進するため、各市町村の区域を超えた広域的な見地から、成年後見人等となる人材の育成、必要な助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

第2章 人口動態及び 要支援者数等の状況

第2章 人口動態及び要支援者数等の状況

第1節 人口等

1 人口の推移

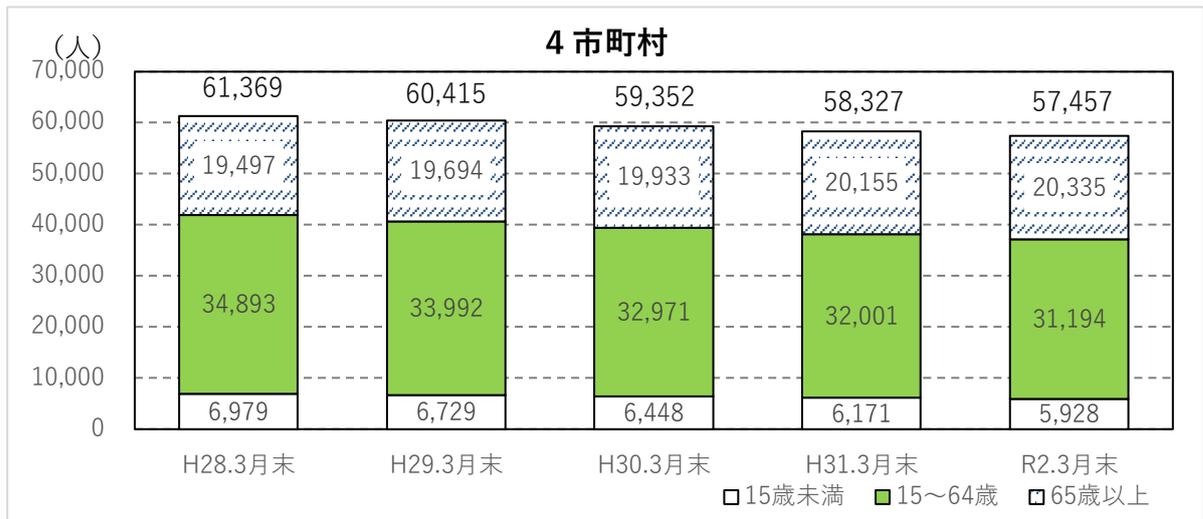
4市町村の人口は、減少傾向で推移し、平成27年度から令和元年度までの5年で3,912人減少しています。年齢3区分人口では、15歳未満の年少人口、15～64歳の生産年齢人口が年々減少しており、65歳以上の高齢者人口は増加傾向にあります。

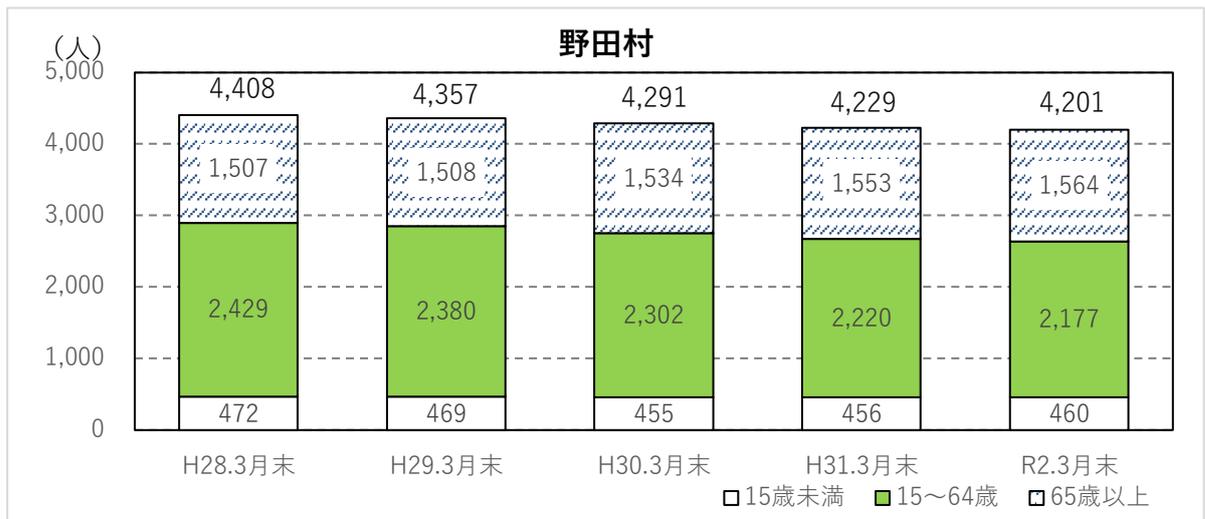
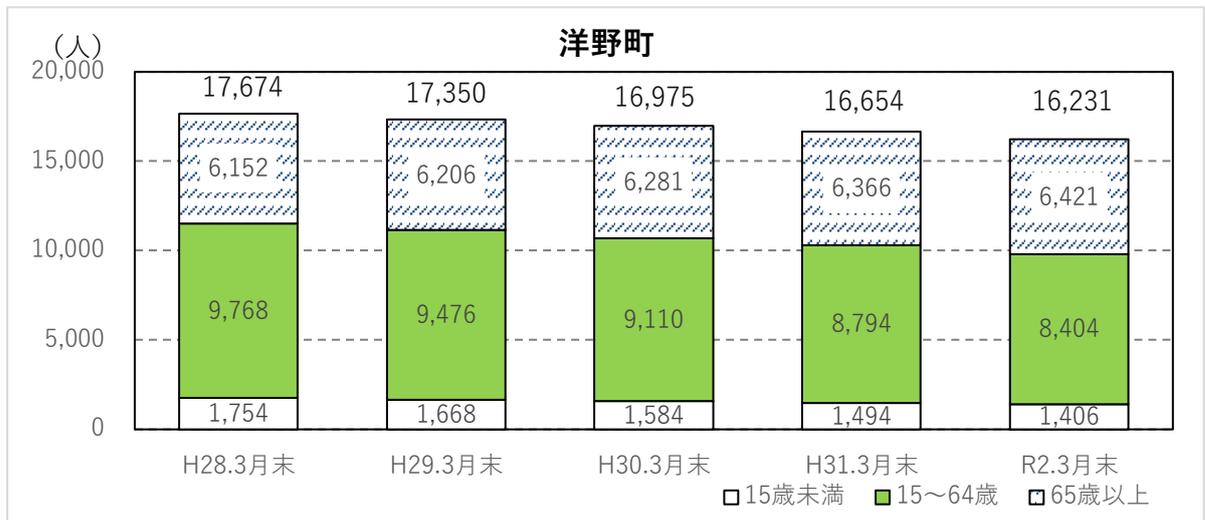
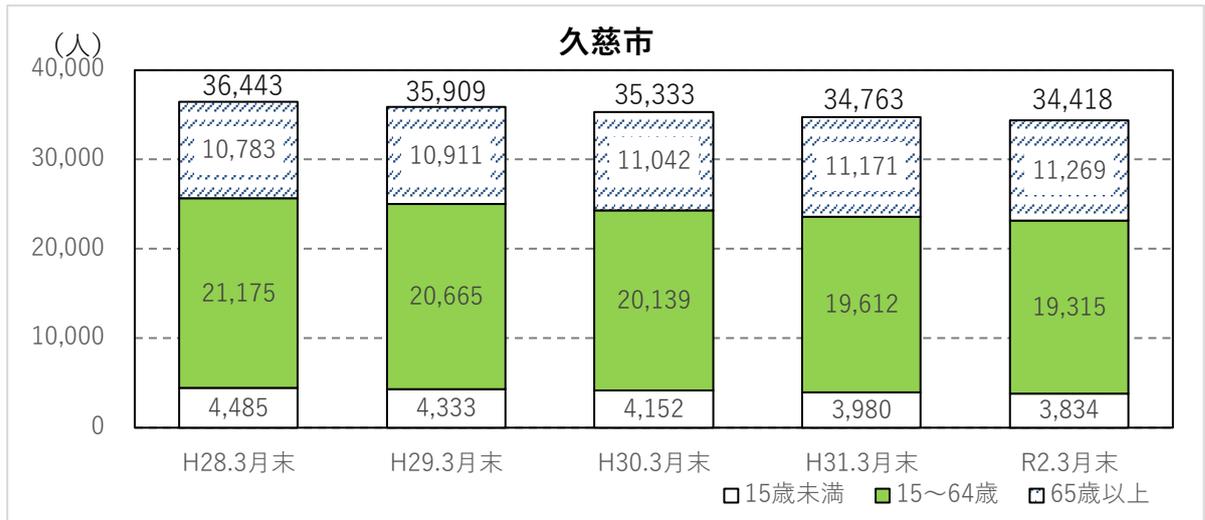
また、年齢3区分人口構成では、15歳未満の年少人口割合の減少と65歳以上の高齢者人口割合（高齢化率）の増加が顕著であり、令和2年3月31日現在では、年少人口割合10.3%、高齢者人口割合35.4%となっています。

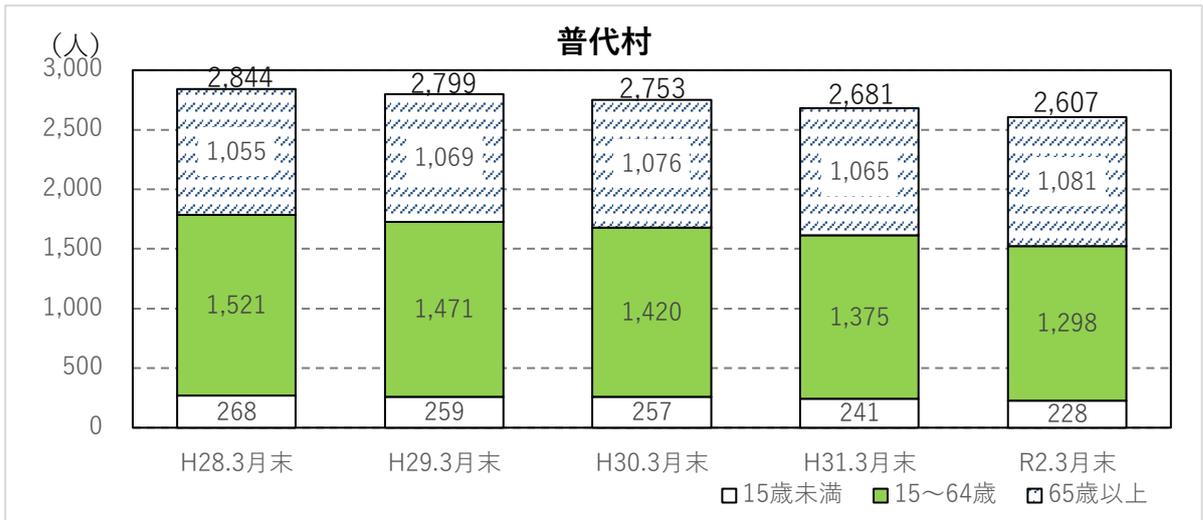
令和2年3月31日の人口構成をみると、今後、年少人口（15歳未満）の減少と、高齢者人口（65歳以上）の増加が見込まれる「壺型」となっています。

また、最も人口が多い年齢階層は、85歳以上で、次に多い年齢階層は、65歳から69歳となっており、今後10年間で75歳以上の高齢者数の急激な増加が見込まれます。

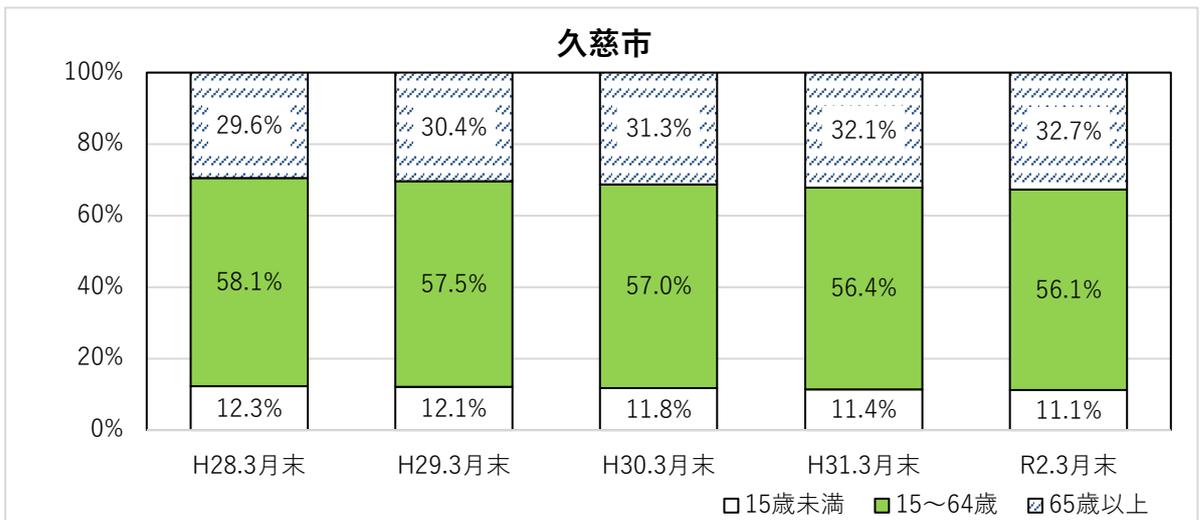
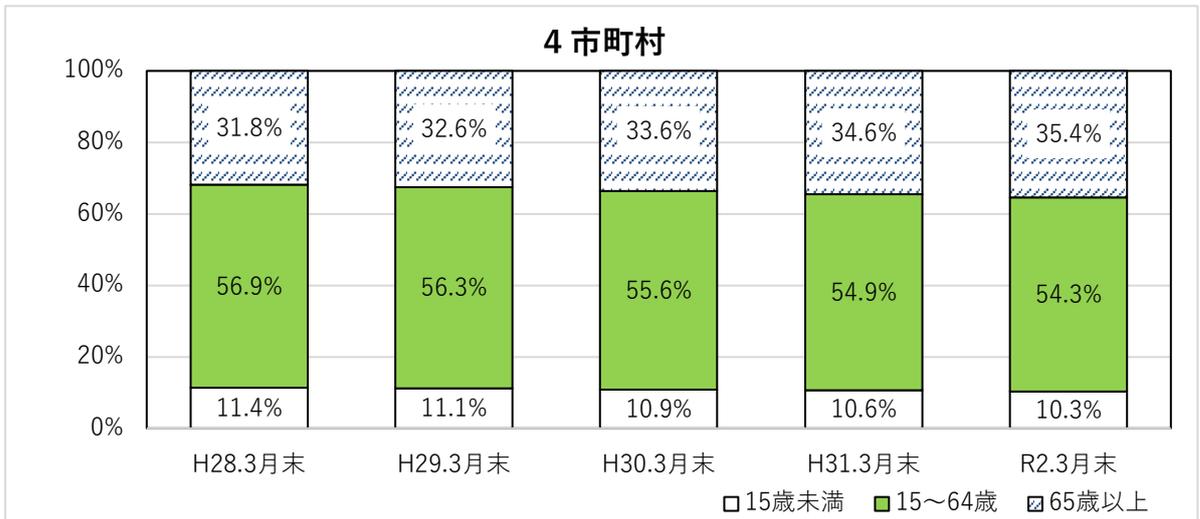
■年齢3区分別人口推移（住民基本台帳）

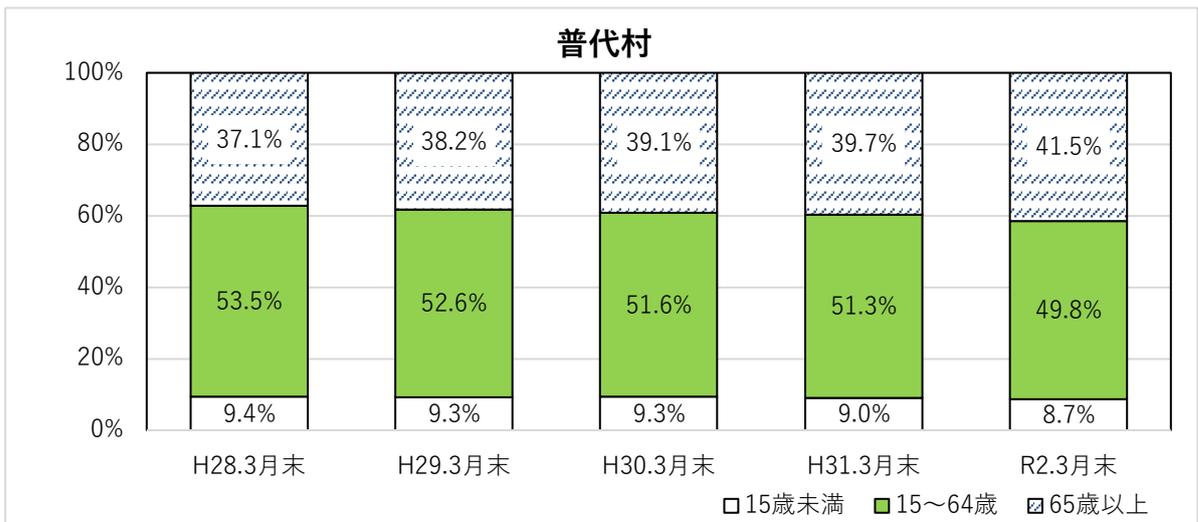
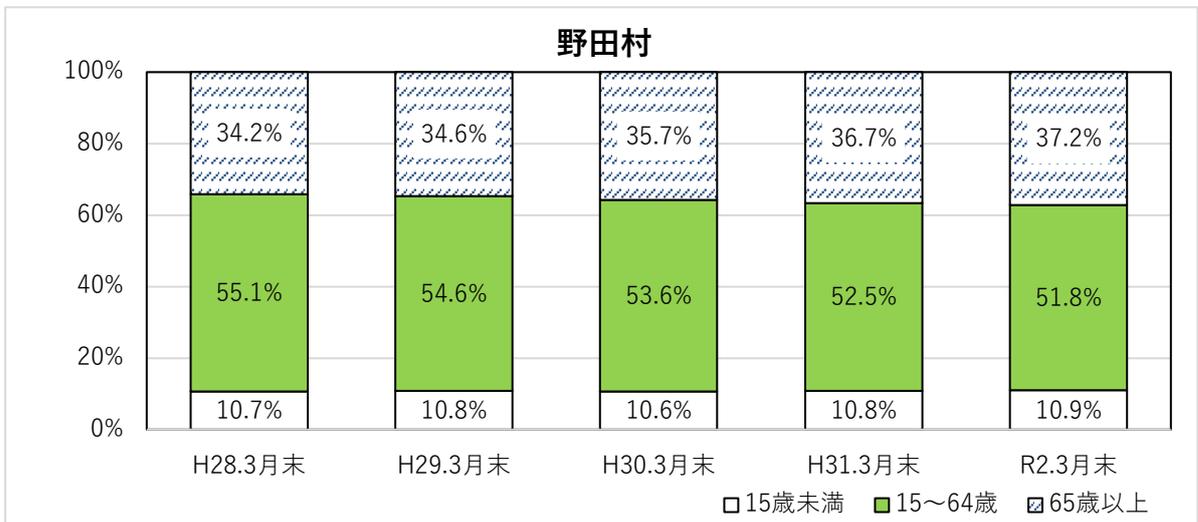
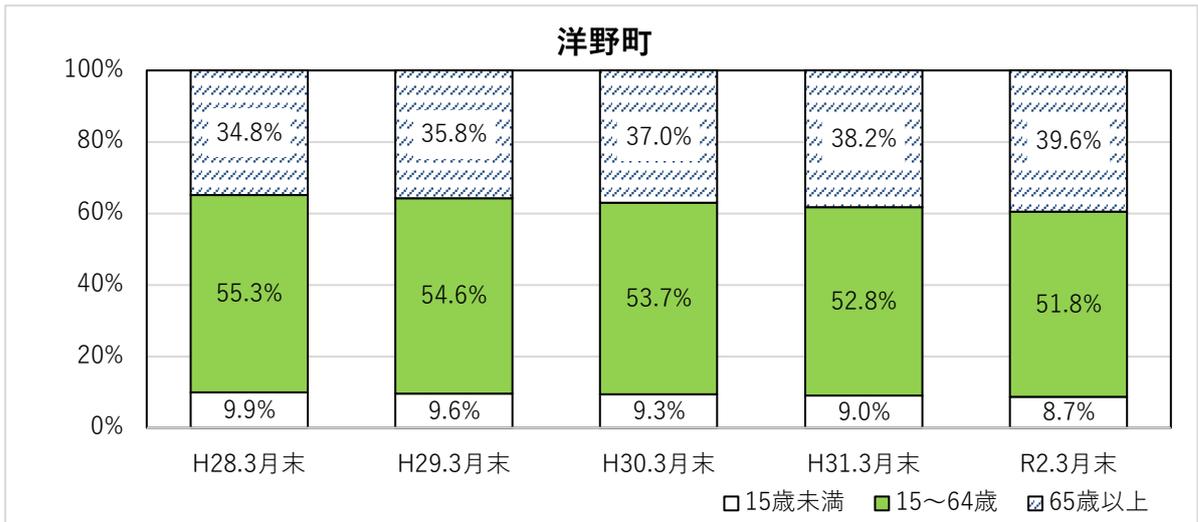






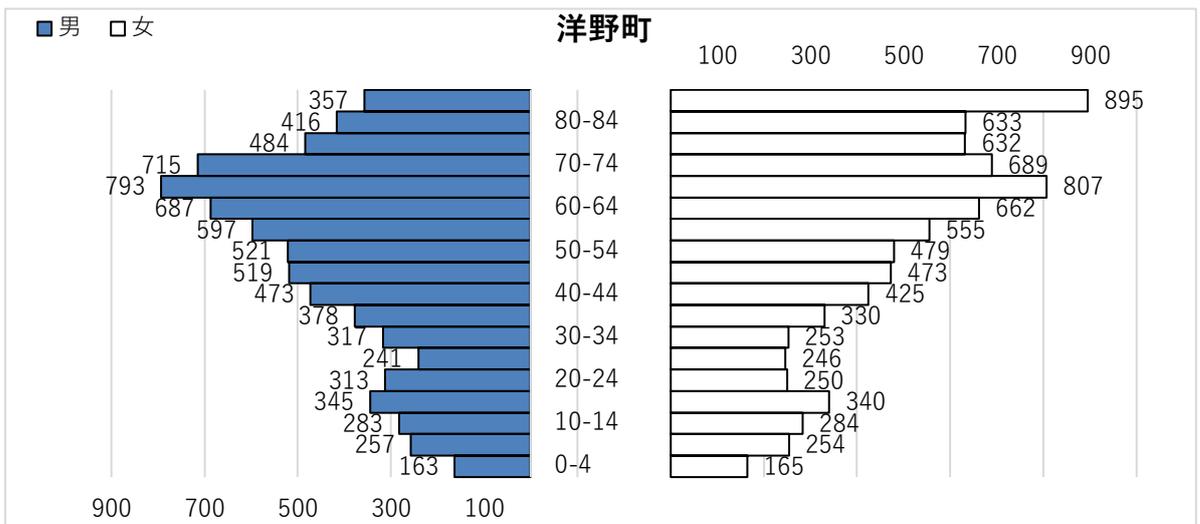
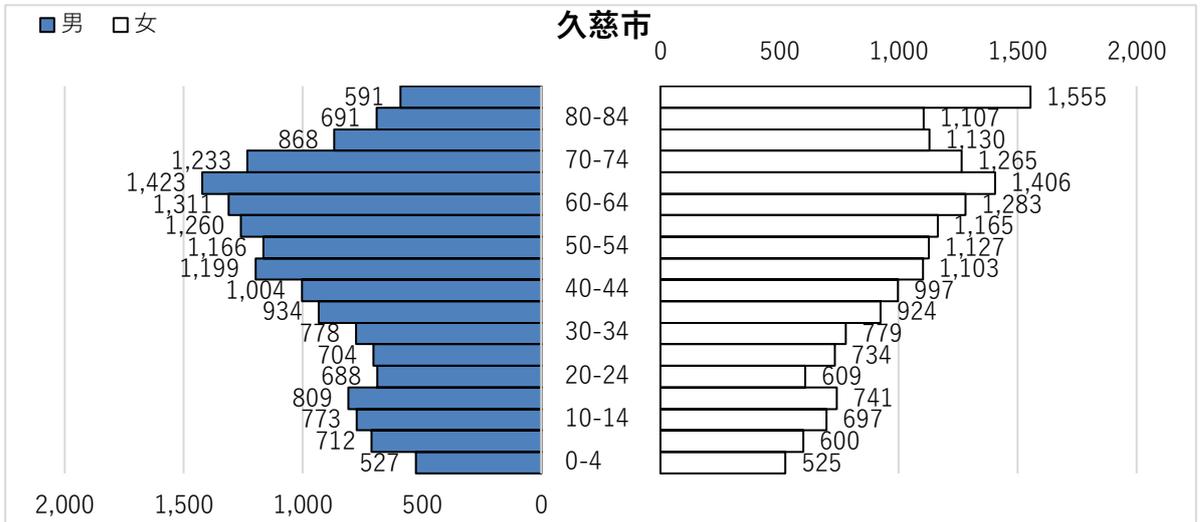
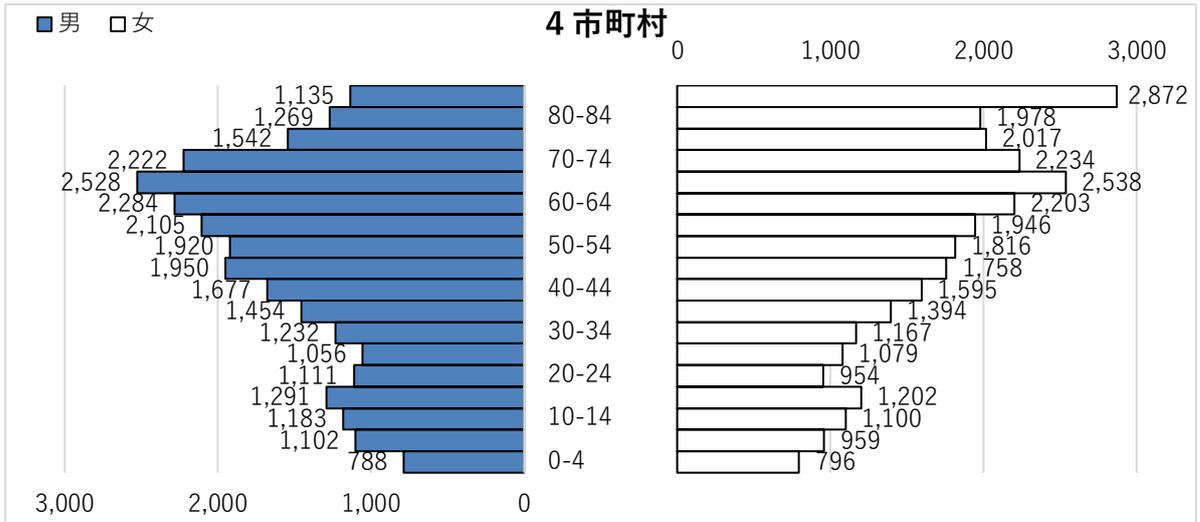
■ 年齢3区分別人口割合推移（住民基本台帳）

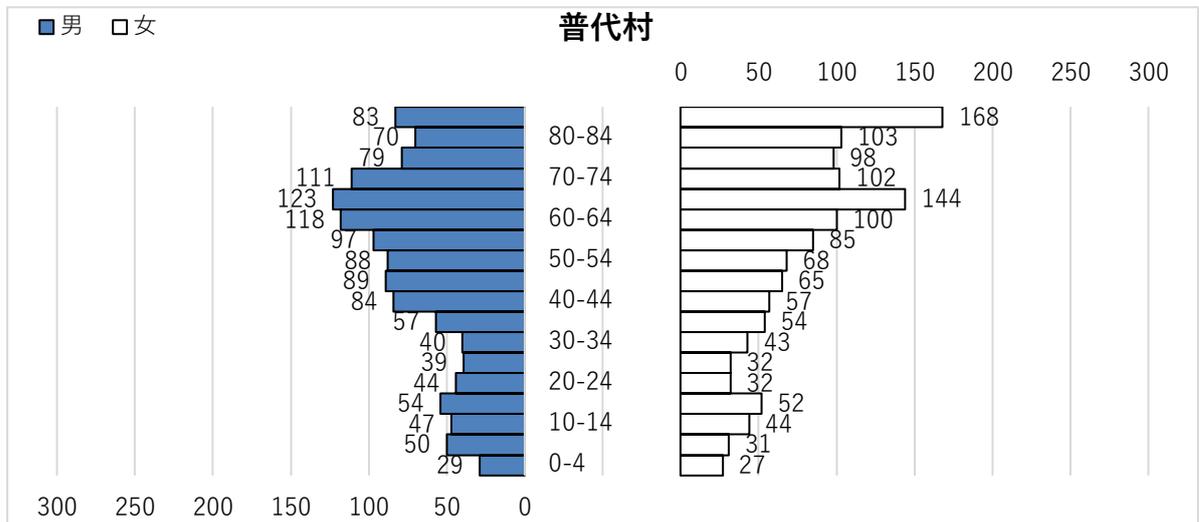
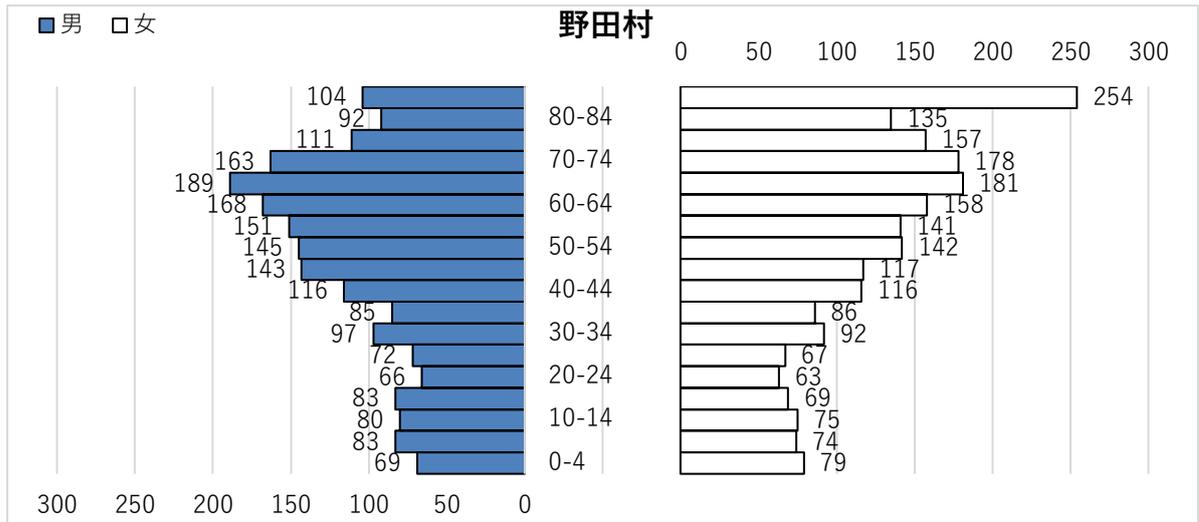




■人口構成（住民基本台帳）

令和2年3月末

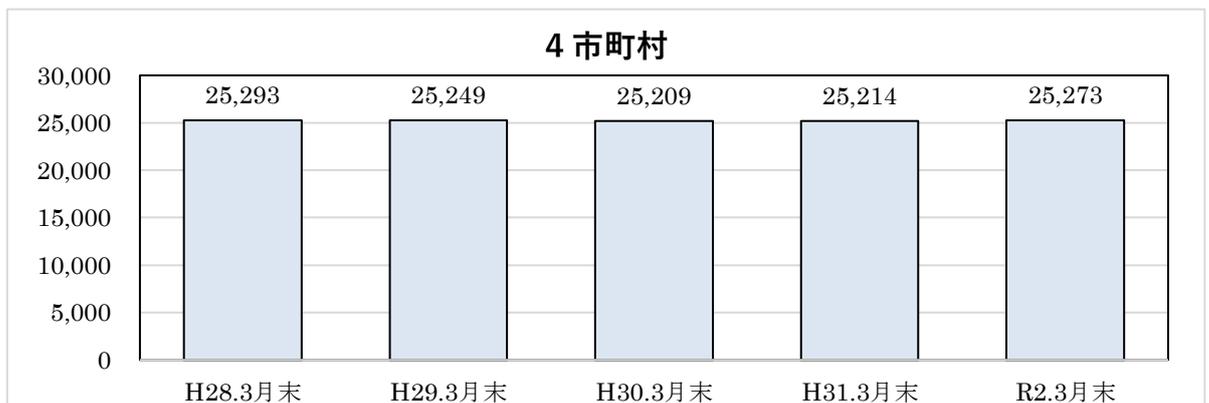


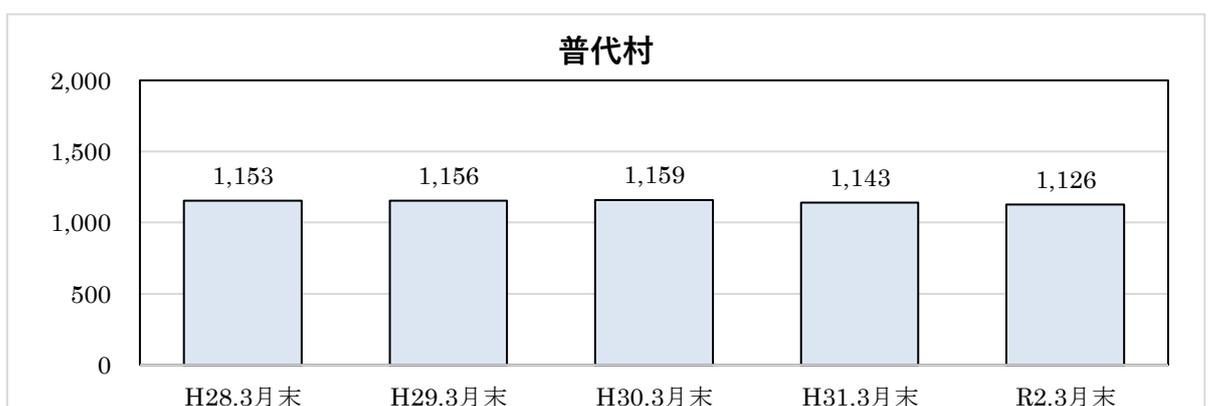
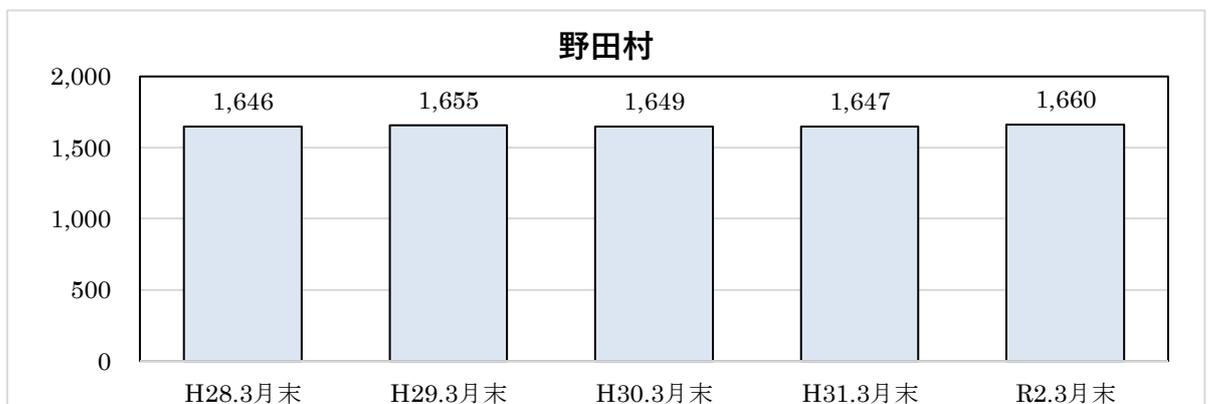
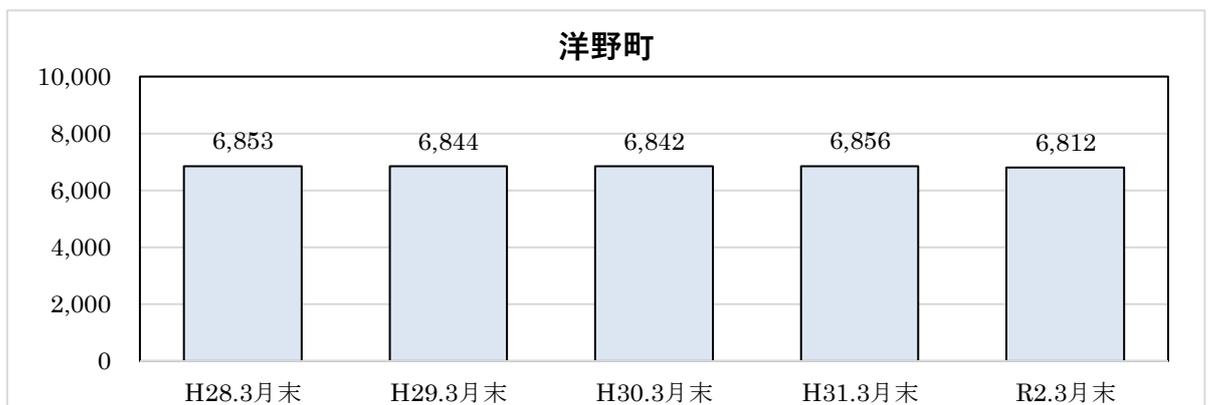
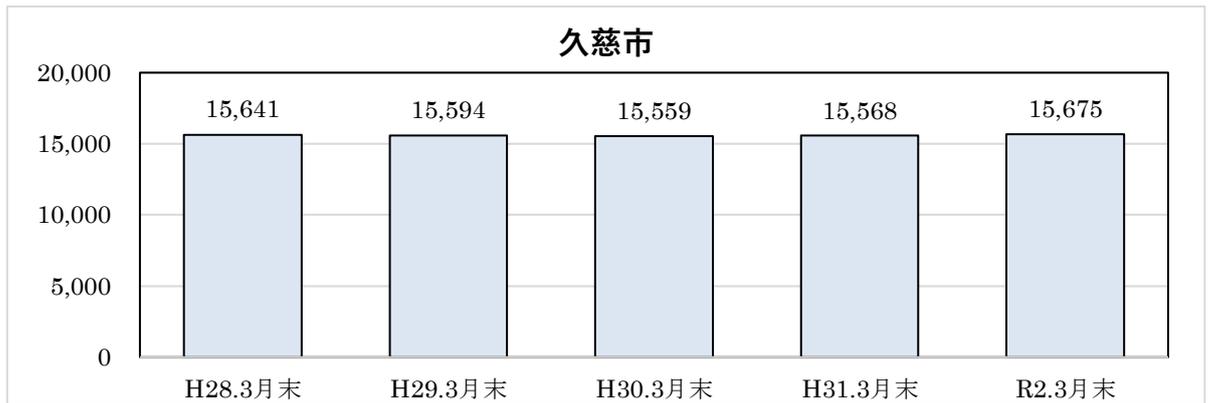


2 世帯の推移

世帯数は、横ばい傾向で推移し、令和2年3月31日現在で、25,273世帯となっています。

■世帯数（住民基本台帳）





第2節 要支援・要介護認定者数、障がい者数の状況

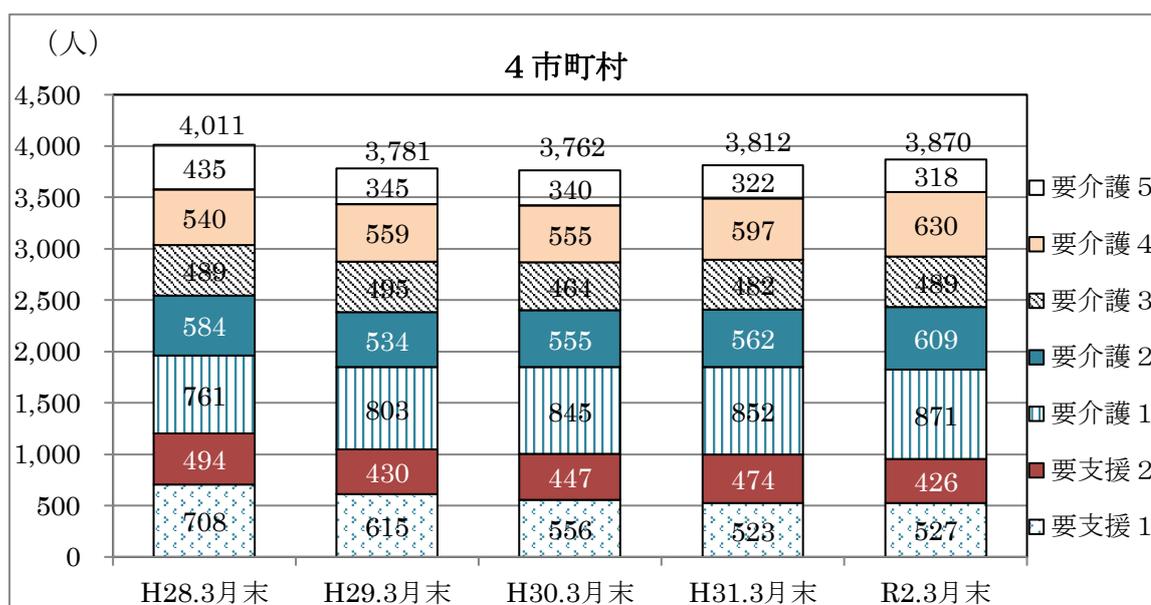
1 要支援・要介護認定者数の推移

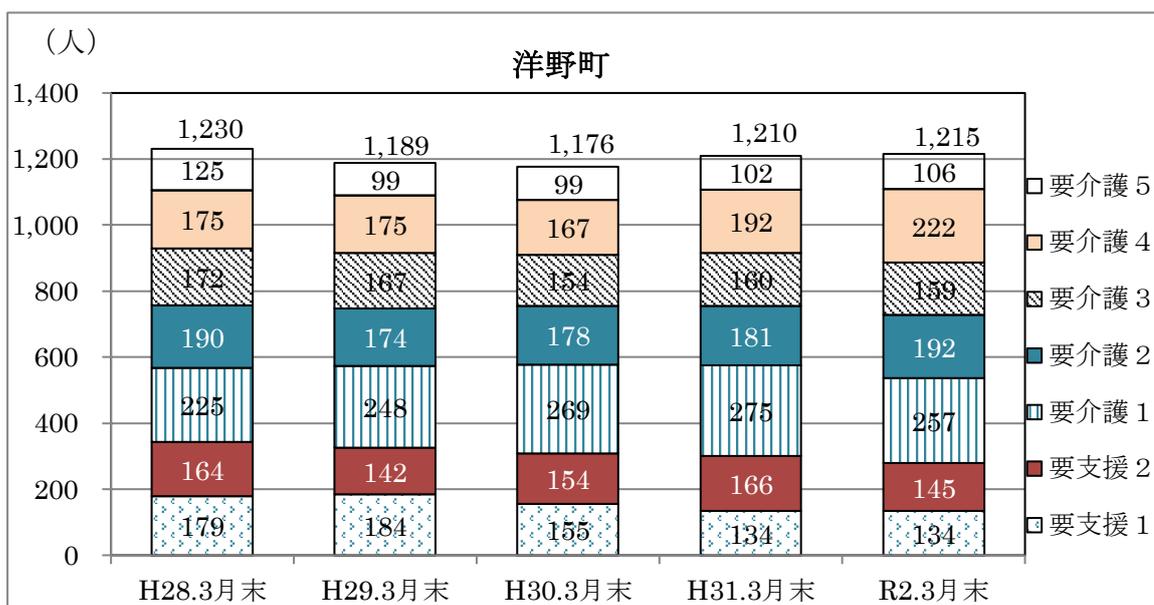
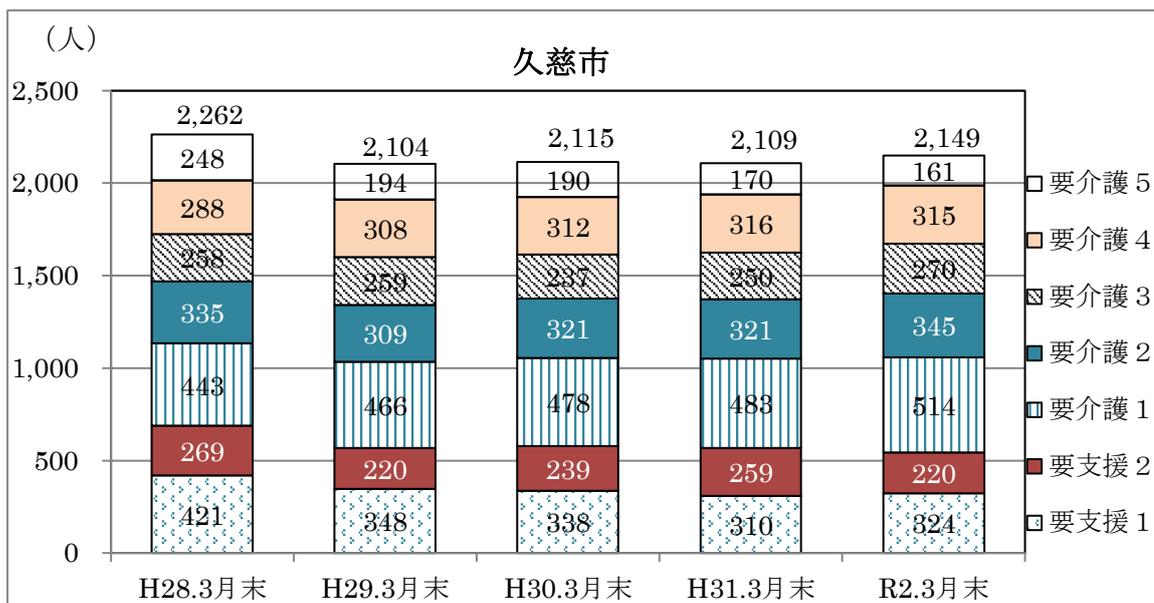
要介護等認定者数の推移をみると、平成28年10月に介護予防・日常生活支援総合事業が開始され、要支援の認定者が減となったことから、平成28年度から平成29年度までは減少傾向で推移しましたが、高齢者の自然増に伴い、平成30年度以降は増加に転じています。

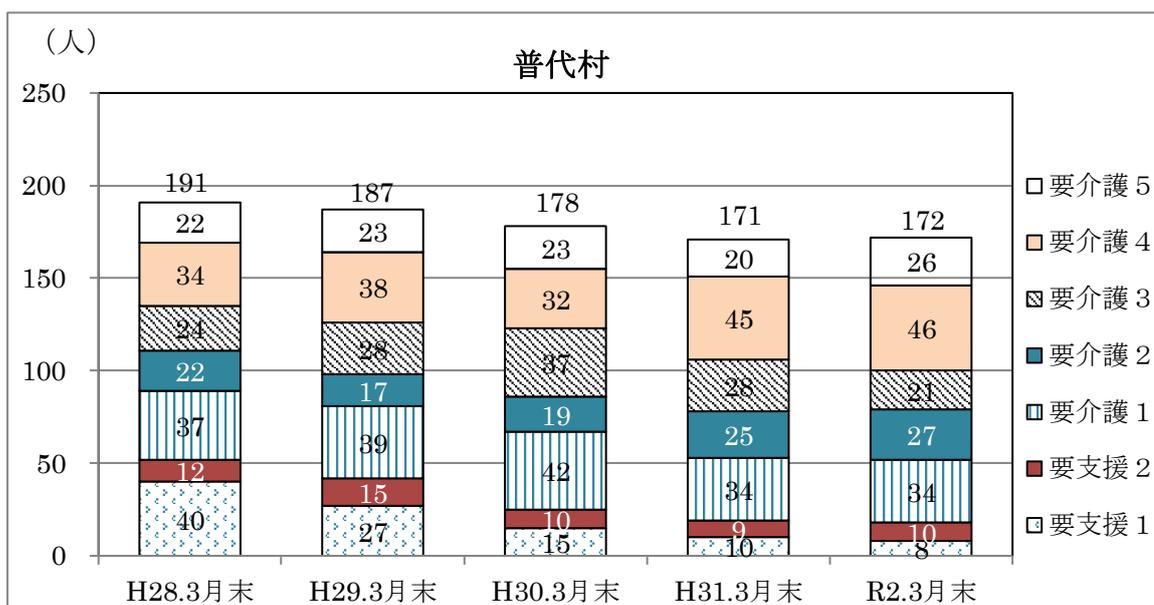
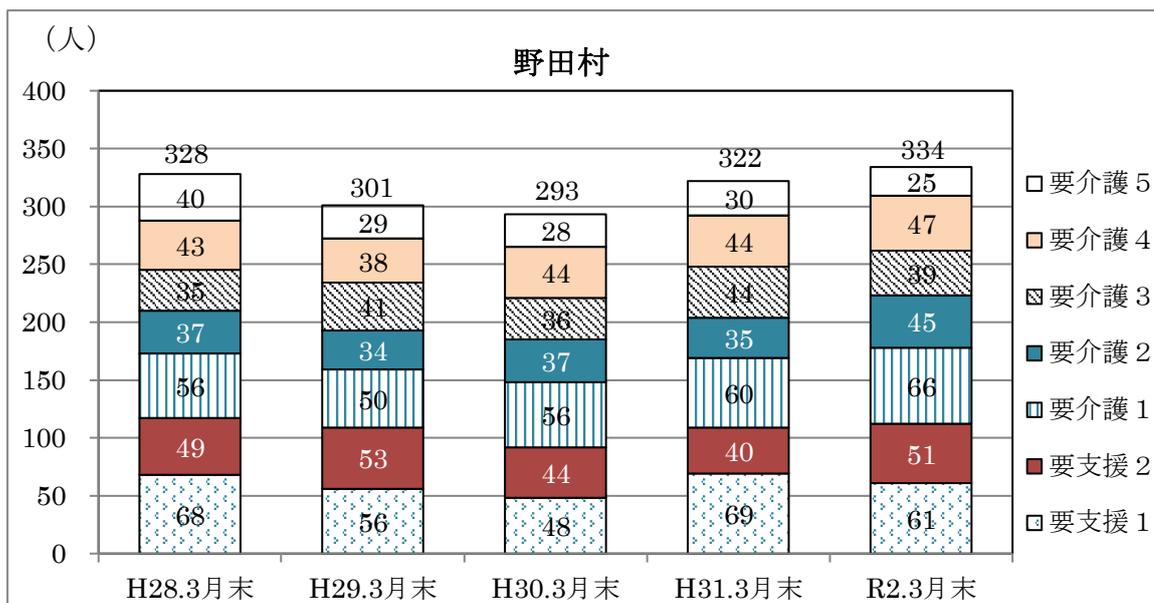
■要介護度区分と状態の目安（参考）

区分	状態の目安
要支援1	ほぼ自立した生活ができるが、介護予防のための支援や改善が必要
要支援2	日常生活に支援は必要だが、それによって介護予防できる可能性が高い
要介護1	歩行などに不安定さがあり、日常生活に部分的な介護が必要
要介護2	歩行などが不安定で、排せつや入浴などの一部または全部に介護が必要
要介護3	歩行や排せつ、入浴、衣服の着脱などに、ほぼ全面的な介護が必要
要介護4	日常生活全般に動作能力が低下しており、介護なしでの生活は困難
要介護5	生活全般に介護が必要で、介護なしでは日常生活がほぼ不可能

■要支援・要介護認定者数の推移





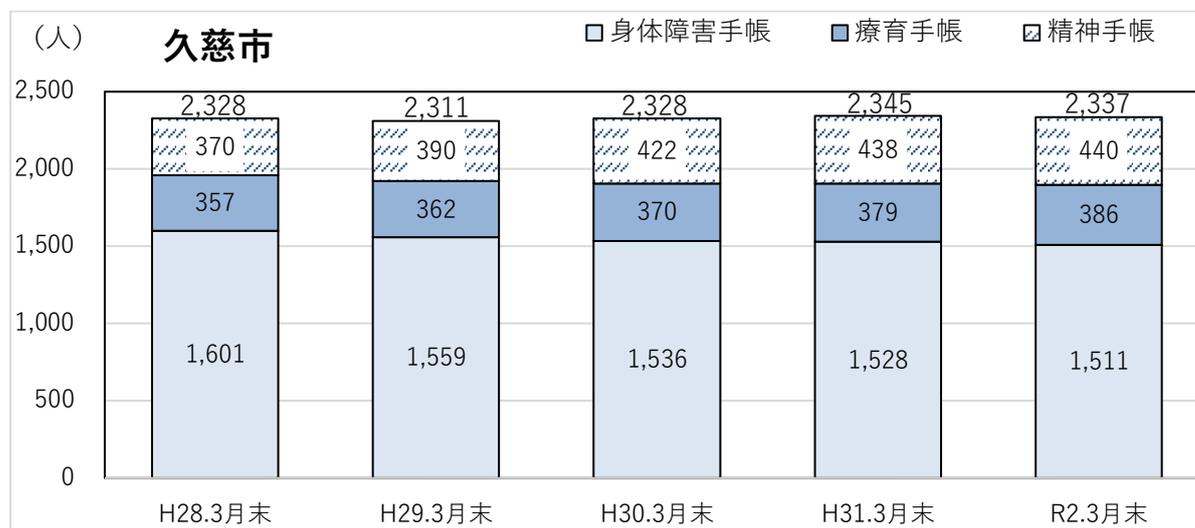
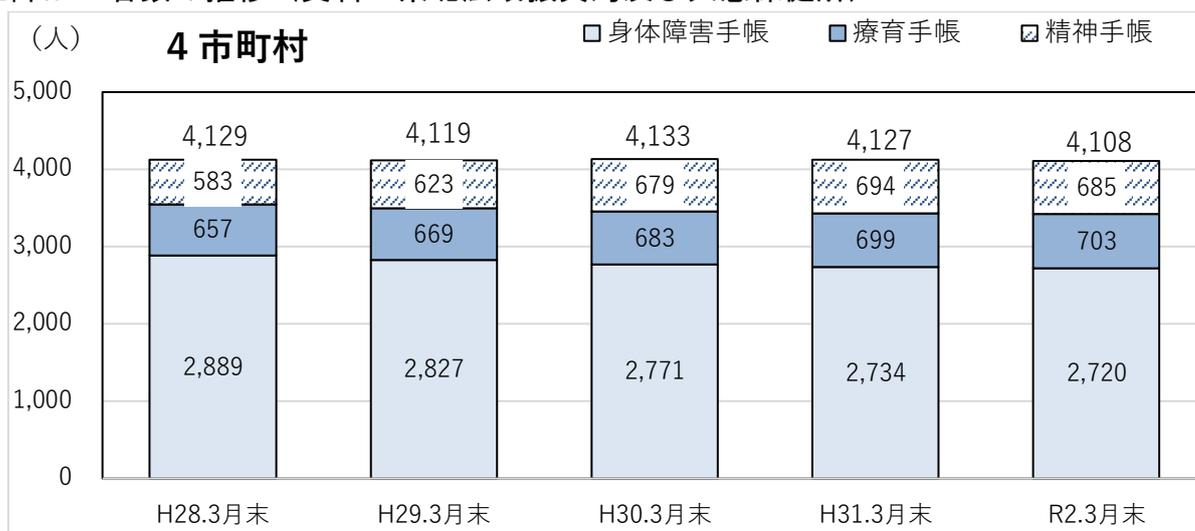


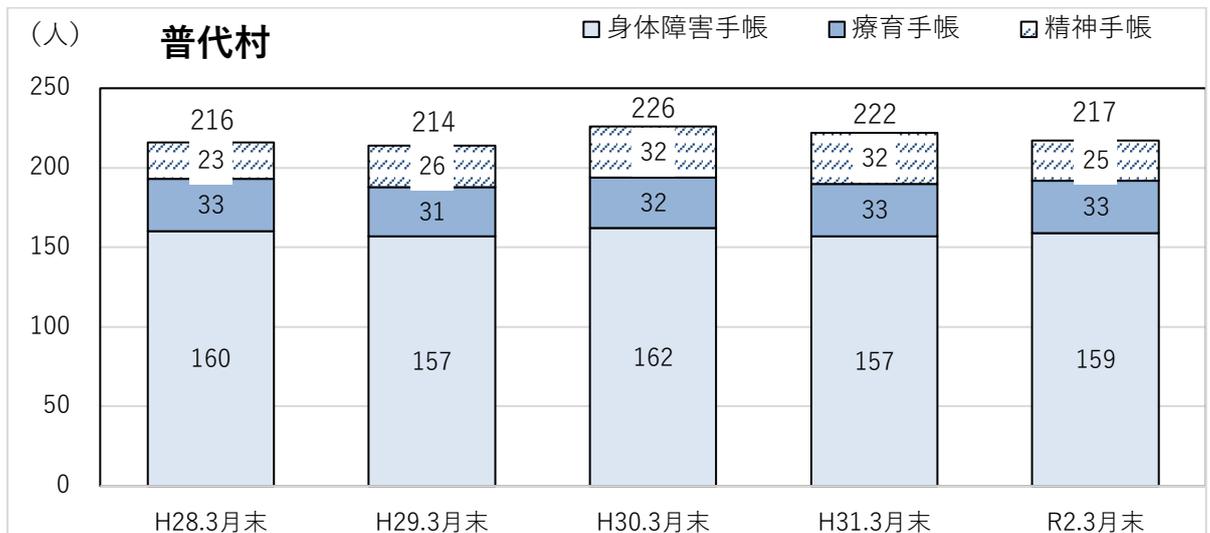
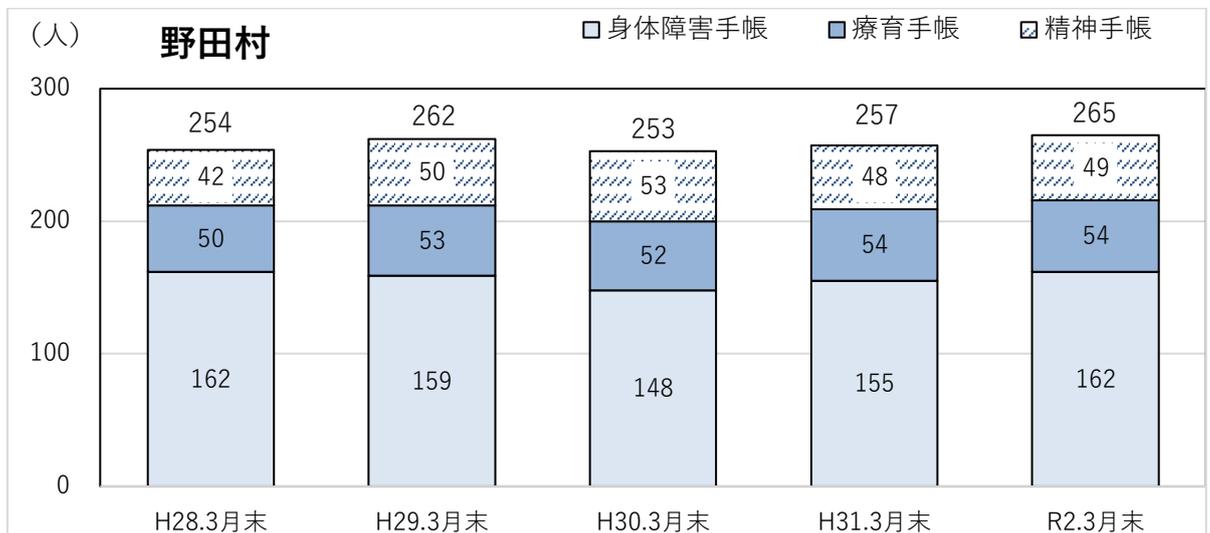
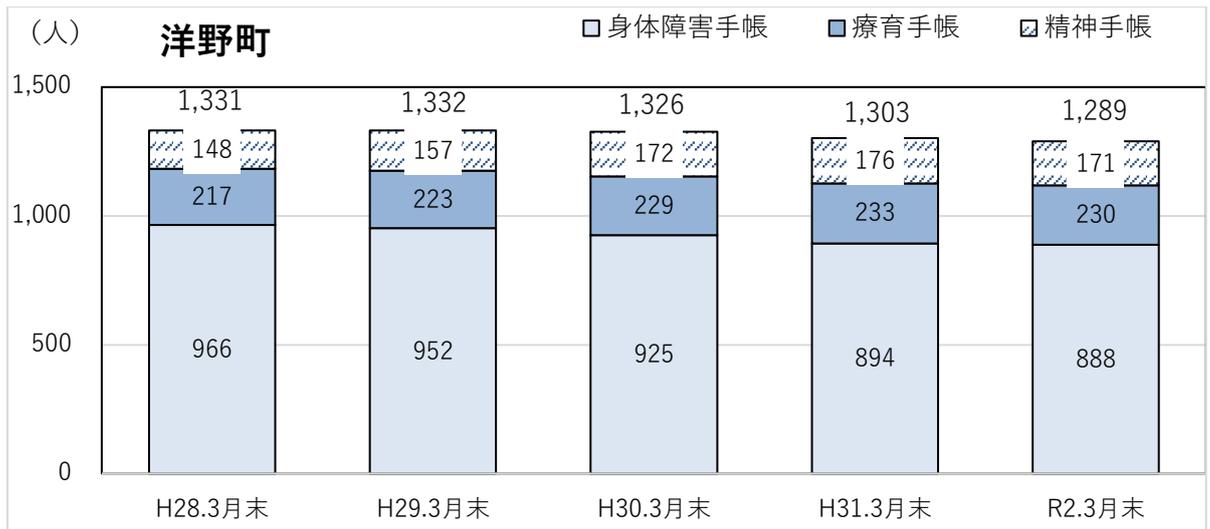
2 障がい者数の推移

障がい者数（障害者手帳所持者数）をみると、身体障害者手帳所持者（身体障がい者）は平成27年度から令和元年度にかけて169人減少しました。

また、療育手帳所持者（知的障がい者）、精神障害者保健福祉手帳所持者（精神障がい者）は増加傾向で推移しています。

■障がい者数の推移（資料 県北広域振興局及び久慈保健所）





第3章 計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

住み慣れた地域で、誰もが自分らしく暮らせるまちづくり

成年後見制度の利用に関する現状や課題、また法の趣旨を踏まえ、権利擁護支援の地域連携ネットワークを柱に、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、住民の権利や利益が守られるまちづくりを行います。

第2節 基本目標及び実施計画

本計画の基本理念の実現に向けて、次の3つの「基本目標」を掲げ、その方向性を明らかにし「実施計画」を定め、4市町村の総合的な施策の展開を着実に推進します。

基本目標1 成年後見制度の利用支援

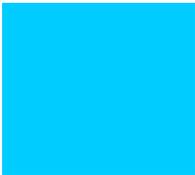
- 実施計画1-1 相談体制の充実
- 実施計画1-2 普及啓発の推進
- 実施計画1-3 審判請求費用及び報酬費用に対する助成

基本目標2 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

- 実施計画2-1 地域連携ネットワークで期待される関係者等の役割と連携
- 実施計画2-2 実施体制の整備等
- 実施計画2-3 成年後見人等の確保と市民後見人の育成

基本目標3 利用者がメリットを実感できる制度の運用

- 実施計画3-1 利用者の把握と早期発見・早期支援
- 実施計画3-2 利用者本人の意思決定支援及び身上保護の充実
- 実施計画3-3 後見類型等の選択と他のサービスとの一体的提供



第4章 実現に向けた 具体的取組



第4章 実現に向けた具体的取組

第1節 成年後見制度の利用支援

1 現状と課題

4市町村で実施した第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画の策定に係るアンケート調査によると、「成年後見制度を知っているか」の問いに対して、「名称も内容も知っている」が16%にとどまり、「名称も内容も知らない」と40%が回答しています。また、「久慈地域成年後見センターを知っているか」の問いに対し、「知らない」が79%となっています。

一方、令和元年6月から7月に、久慈地区の介護保険事業所、障がい福祉事業所、相談支援事業所及び医療機関等69事業所を調査対象として実施した「久慈圏域における成年後見に関するニーズ調査」によると、「久慈地域成年後見センターの認知度」の問いに対し、約8割の事業所が「(業務内容も含め)知っている」と回答しています。さらに、センターに期待する内容として、「成年後見制度の利用支援」が29.9%、「関係機関等との連携」が26.6%、「成年後見制度の広報・啓発」が23.7%、「市民後見人の育成」が19.2%となっています。

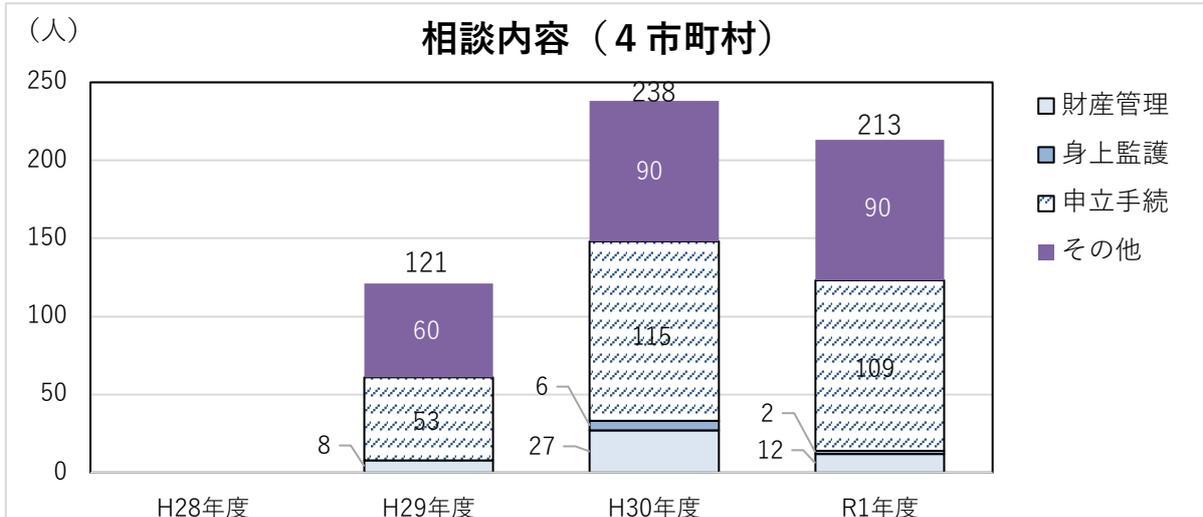
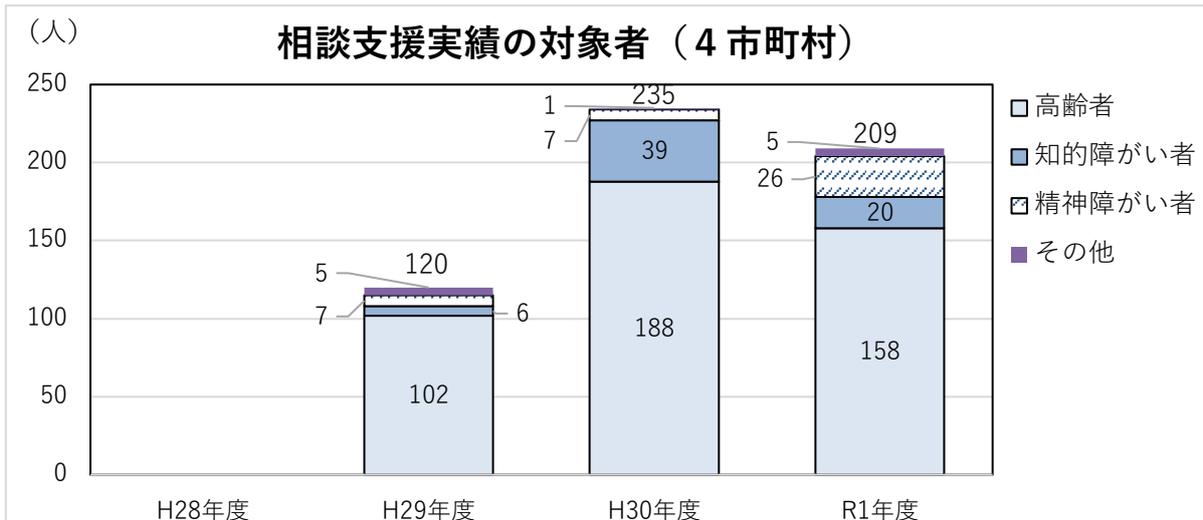
関係機関に対するセンターの認知度は高まっていることから、地域住民に対しても広く成年後見制度を周知するとともに、利用しやすい体制の整備に努める必要があります。

2 基本目標の取組

アンケート調査の結果、成年後見制度は、福祉分野の従事者には一定程度認識がされていますが、地域住民の認知度は低いと思料されることから、センターを中核機関として位置づけ、相談支援体制の充実と住民の方々も権利擁護支援を身近に感じることができるよう、制度の普及・啓発活動の強化を図ります。

実施計画1-1 相談体制の充実

権利擁護に関する相談に際し、4市町村及びセンターが連携して成年後見制度や日常生活自立支援事業、その他の行政サービスについて総合的に対応します。また、相談支援事業所の相談支援専門員、介護支援専門員(ケアマネジャー)等と連携し、よりきめ細やかな相談体制の整備に努めます。



実施計画 1-2 普及啓発の推進

制度啓発のため、センターによる市民セミナーの開催や、事業所や町内会において出前講座等の講習会が活発に行われるよう、広報活動に努めます。また、地域住民への制度の普及啓発を行い、成年後見制度が権利擁護支援における重要な手段のひとつであるとの認識を広めます。

成年後見制度の適切な周知や普及に不可欠である、保健・医療・介護・福祉サービスの専門職や事業者等から地域住民への支援が行われるよう、成年後見制度の研修を行います。

実施計画 1-3 審判請求費用及び報酬費用に対する助成

身寄りがいないなどの理由で親族等による法定後見の申立ができない方について、センターの周知のほか、首長申立てによる後見等の申立てを適切に行うことで、成年後見制度の利用が必要な人を制度利用につなげます。

また、成年後見制度利用支援事業による申立て費用の助成及び親族以外の第三者に対する後見報酬等の助成を行うことで、利用者が安心して成年後見制度を利用できるよう支援を行います。

第2節 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

1 現状と課題

地域住民の権利や利益が守られるためには、本人に身近な親族、福祉・医療・地域の関係者と成年後見人等がチームとなって日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し必要な対応を行う体制を構築するとともに、福祉・法律の専門職が専門的助言・相談対応等の支援に参画する仕組みを整備する必要があります。

久慈広域4市町村では、平成28年12月21日に「久慈地域成年後見センター」を共同設置し、その運営を久慈市社会福祉協議会に委託して、成年後見制度の利用推進を図る取組みを進めてきました。

センターでは、弁護士、社会保険労務士、司法書士のほか、金融・医療機関、介護保険・障がい福祉サービス事業所、行政機関等のメンバーで構成する「久慈地域成年後見ネットワーク会議」を設置し、困難事例等の検討、研修会開催、権利擁護推進のため関係機関との連携を図ってきました。また、受任調整会議を主催し、本人にとって望ましい後見人を選任するための体制を整えてきました。

今後は、進捗管理・コーディネート等を行う「司令塔機能」、地域における「協議会」を運営する「事務局機能」、地域において「3つの検討・専門的判断」を担保する「進行管理機能」の3つの機能を有する中核機関を設置し、地域連携ネットワークの充実を図り、権利擁護を一層推進する必要があります。

2 基本目標の取組

住民や地域とともに、家庭裁判所、専門職団体、関係機関、行政等が相互に連携・協力し支援を行い、効果的に成年後見制度の利用を促進します。

地域連携ネットワークでは、センターを中核機関として位置づけ久慈地域成年後見ネットワーク会議を司令塔として、保健・医療・福祉の支援ネットワークを活かすとともに、新たに家庭裁判所など司法との連携や市民後見人の養成に努め、成年後見制度における支援の仕組みをつくります。

実施計画2-1 地域連携ネットワークにおける関係者等の役割と連携

行政、家庭裁判所のほか、専門職団体には、直接相談や支援を担うなどの役割があります。また、医療・福祉専門職（医療機関、保健師、社会福祉士、介護支援・相談支援専門員、サービス事業者等）においても、日常的な業務の中から制度利用が必要な人を発見し、制度利用支援の窓口へつなぐ役割が期待されます。

また、住民や地域としては、地域活動を行う民生委員・児童委員、自治会等とも

に、民間企業（電気事業者・金融機関等）においても、地域での日常の見守りや気づきから制度利用支援の窓口へつなぐ役割が期待されます。

このような、既存の各分野や地域での活動を活かしつつ、新たな連携を図ることにより、支援の必要な住民に制度利用がいきわたる体制を整備します。

実施計画 2-2 実施体制の整備等

センターを中核機関として位置づけ、関係機関の連携を図り、制度利用が必要な住民をいち早く把握し、成年後見制度の適切な利用を促進します。

- ・中核機関のコーディネートのもと、成年後見人等支援のため家庭裁判所との適切な情報連携、成年後見制度に関する相談窓口、制度利用促進に関する広報活動を行います。
- ・久慈地域成年後見ネットワーク会議を協議会機能として運営し、サービス事業者や関係機関との連携を図ります。
- ・困難事例等の検討や、研修会開催、権利擁護推進のため関係機関との情報交換等を行い、新たな課題や多様化するニーズについて協議し、支援体制の確保、充実に努めます。
- ・適切な制度の利用に関する実務の向上のため、中核機関のコーディネートにより、個々のケースへの助言などの情報共有及び受任調整会議等を行います。
- ・本人の意向及び尊厳から、適切な制度利用となるよう多職種での運用に関する検討を行うなどにより、必要に応じ適切な支援のための見直しを行います。
- ・成年後見人等に関するデータを把握し分析するとともに、久慈圏域における成年後見に関するニーズ調査や福祉に関するアンケート調査を定期的実施します。

実施計画 2-3 成年後見人等の確保と市民後見人の育成

住民の地域貢献ニーズを掘り起こし、養成研修とともに継続的なフォローアップ研修等を行い、より多くの市民後見人を養成できるよう努めます。また、市民後見人の活動促進に関して、家庭裁判所との協議を進めます。

第3節 利用者がメリットを実感できる制度の運用

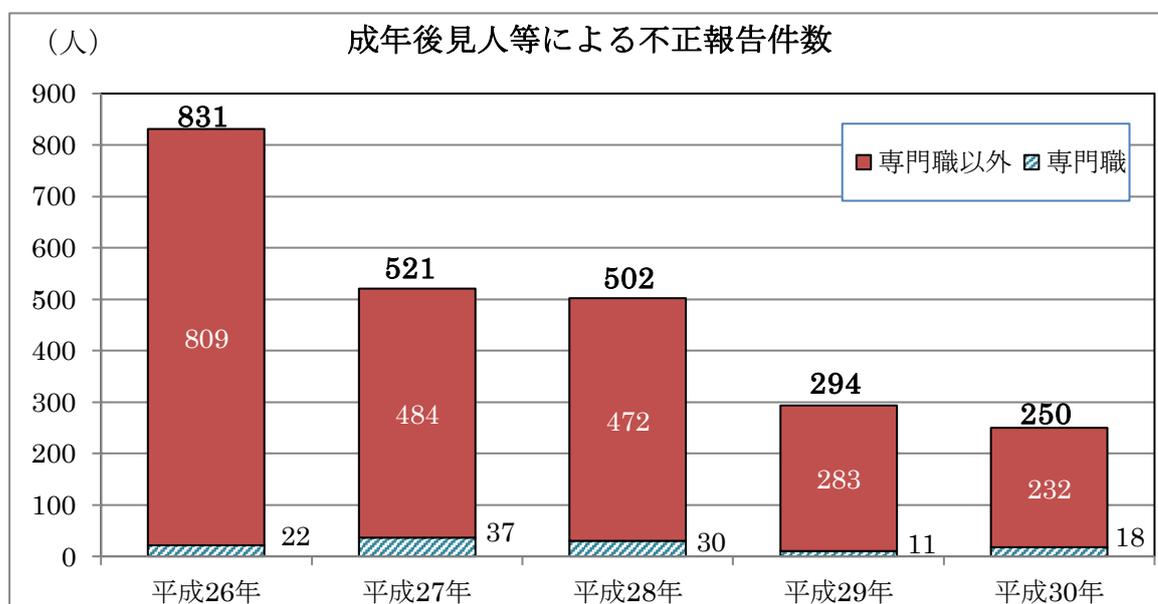
1 現状と課題

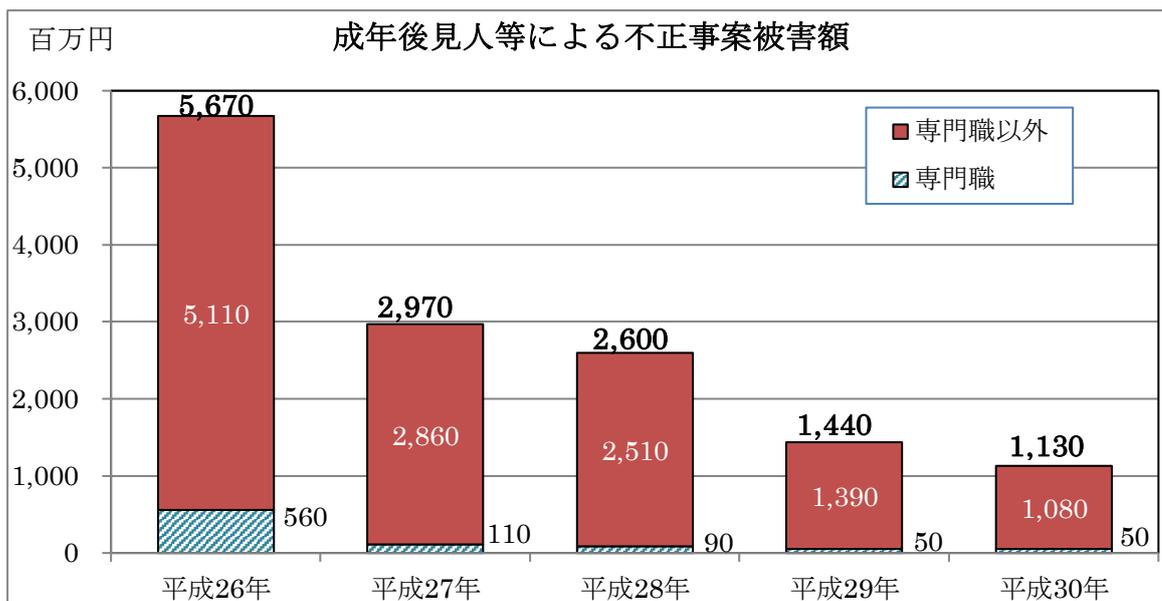
本人の適切な財産管理等のため選任した成年後見人等により、残念ながら国内では毎年不正事案が発生しており、家庭裁判所が行う成年後見人等への監督等によって発見されています。成年後見制度における成年後見人等には、第三者の専門職等が選任される場合と、専門職以外の家族などが親族後見人として選任される場合があります。

全国での不正事案は平成27年以降減少しており、平成30年では250件、そのうち専門職が18件で約7.2%、専門職以外の親族後見人は232件で約92.8%を占めています。

また、平成30年における不正による被害金額も、全体で約11.3億円と過去5年間の推移と比較し減少しているものの、専門職によるものは約5千万円で約4.4%、専門職以外の親族後見人によるものは約10.8億円と約95.6%となっています。

親族後見人等からの相談支援は、監督する家庭裁判所で行われていますが、本人が地域でどのような支援を受け、権利が守られ生活しているかなど、身上保護といった福祉的な側面は、家庭裁判所では十分な対応ができていない状況にあります。このため、本人の利益や生活状況を踏まえた成年後見人等への助言等が、十分に行える環境づくりが必要となっています。





2 基本目標の取組

福祉関係者や地域住民等に対して成年後見制度の周知や啓発を行い、制度未利用の認知症高齢者等が早期に成年後見制度の利用へとつながり、適切に本人の財産管理や契約行為等が行われるよう体制を整備します。

また、市民後見人の養成を行うとともに、地域で信頼される制度として安心して利用され、地域で本人を支えていくことができる仕組みの構築を目指します。

併せて、家庭裁判所と連携し、地域連携ネットワークにおけるチームでの対応や支援を行う中で不正の未然防止や早期発見へつなげます。

実施計画 3-1 利用者の把握と早期発見・早期支援

医療や福祉関係者、関係機関や金融機関を含む民間事業者等との地域でのネットワークにより、利用者を早期に把握し本人のニーズに合った制度支援を行います。

実施計画 3-2 利用者本人の意思決定支援及び身上保護の充実

成年後見人等が制度利用者に対し、身上保護と見守りを行うとともに、本人の尊厳を守りながら、本人の意向に基づいた福祉サービスや医療等の公的サービスが提供されるよう、チームによる支援を行います。

また、適切な成年後見人等の選任のもと、本人を地域連携ネットワークにおけるチームで支えることにより、不正の未然防止を図ります。

実施計画 3-3 後見類型等の選択と他のサービスとの一体的提供

適切な後見類型等の選択や速やかに必要な制度利用につなげられるよう権利擁護支援対応の向上を図り、他の公的サービス等と連動した一体的な提供により、社会福祉協議会で行われている「日常生活自立支援事業」から、認知症や障がいの程度に応じてスムーズに成年後見制度への移行を目指します。

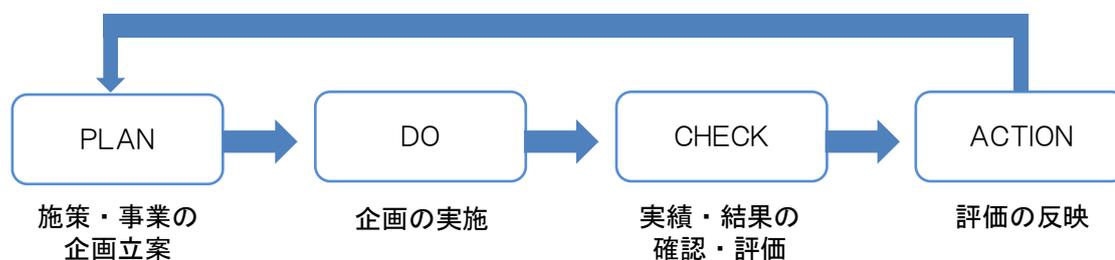
第5章 計画の推進

第5章 計画の推進

1 推進体制

(1) 広域促進計画の評価と見直し

4市町村の地域福祉計画、障がい福祉計画及び高齢者福祉計画等の見直しの際、3年ごとに実施する障がい者等を対象とした福祉に関するアンケート等を活用し、定期的に関係者のニーズや実態把握を実施するとともに、取組状況に応じて、P D C Aサイクルによる評価・改善を行い、計画の推進に取り組みます。



(2) 久慈地域成年後見ネットワーク会議等による推進

久慈地域成年後見ネットワーク会議の場等を活用し、困難事例等の検討や、研修会開催、権利擁護推進のため関係機関との情報交換等を行い、新たな課題や多様化するニーズについて協議し、計画達成のためのネットワークの構築を図るほか、支援体制の確保、充実に努めます。

2 国・県との連携

住民に最も身近な地方公共団体としてニーズを的確に把握しながら、成年後見制度の充実のため、必要な行財政上の措置を国・県に対し要請するとともに、協調を図りながら施策を推進します。



資料



資料

1 令和2年度久慈地域成年後見ネットワーク会議委員名簿

No.	所属団体及び職名等	役職	氏名	備考
1	そらうみ法律事務所 久慈事務所	所長	齊藤 拓	
2	社会保険労務士 杉本浩事務所	所長	杉本 浩	
3	黒沼司法書士事務所	司法書士	黒沼 亮太	
4	株式会社 岩手銀行久慈中央支店	支店次長	鈴木 琢也	
5	県北広域振興局 保健福祉環境部	主任	菅原 周子	
6	久慈市社会福祉課	障がい福祉係長	阿部 真一	
7	洋野町福祉課	課長補佐兼社会福祉係長	大久保 憲仁	
8	野田村保健福祉課	総括主査	八幡 重光	
9	普代村住民福祉課	主事	久慈 雄也	
10	久慈市社会福祉協議会	事務局長	和野 一彦	委員長
11	洋野町社会福祉協議会	主事兼生活支援コーディネーター	村上 由希子	
12	野田村社会福祉協議会	主事兼生活支援コーディネーター	小野 正子	
13	普代村社会福祉協議会	事務局長	中村 冬海	
14	久慈市地域包括支援センター	主事	波柴 里深	
15	洋野町地域包括支援センター	社会福祉士	舘 竣哉	
16	野田村地域包括支援センター	主任介護支援専門員	小谷地 厚子	
17	普代村地域包括支援センター	係長	山道 輝	
18	特別養護老人ホーム 愛山荘	総括主任	向川 泰司	
19	特別養護老人ホーム 結の里	生活相談員	本波 純子	
20	介護老人保健施設 ユートピア白滝	介護支援専門員	前田 智嘉子	
21	養護老人ホーム 養寿荘	生活相談係長	大芦 賢一	
22	チャレンジドセンター久慈	所長	鈴木 潔	
23	地域生活支援センター久慈	所長	元木澤 英典	副委員長
24	ひばり障害者支援センター	相談支援専門員	川戸 正人	
25	恵水園相談支援事業所	相談支援専門員	西田 久美	
26	北リアス病院 地域移行支援室	精神保健福祉士	谷崎 美幸	
27	岩手県立久慈病院 地域医療福祉連携室	医療社会事業士	安藤 玲奈	
28	久慈市社会福祉協議会	日常生活自立支援事業・専門員	戸川 久美	
	久慈市社会福祉協議会	地域福祉課長	佐々木 美幸	
	久慈市社会福祉協議会	権利擁護支援係長	向井 知成	
	久慈市社会福祉協議会	成年後見センター主任相談員	式又 みち	

2 久慈地域成年後見ネットワーク会議設置要項

(目的)

第1条 久慈地域成年後見ネットワーク会議は（以下「ネットワーク会議」という）は、高齢者、障がい者等の権利を尊重し、地域で安心した生活が営めるよう権利擁護に関する取り組みや関係機関の連携等を推進することを目的とする。

(設置)

第2条 ネットワーク会議は、久慈地域成年後見センターが設置する。

(所掌)

第3条 ネットワーク会議では、次に掲げる活動を行う。

- (1) 困難事例等の検討
- (2) 研修会開催
- (3) 権利擁護推進のため関係機関との情報交換
- (4) その他、目的達成のために必要な活動

(組織)

第4条 ネットワーク会議に委員を置く。

2 このネットワーク会議は、第1条の目的を達成するために、関係機関に推薦された者を委員とし構成する。

(委員長及び副委員長)

第5条 ネットワーク会議には、委員長及び副委員長をそれぞれ1名ずつ置く。

2 委員長、及び副委員長は、委員の互選とし、任期は1年とする。

3 委員長は委員会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故あるとき、また欠けたときは、その職務を代行する。

(招集)

第6条 ネットワーク会議は、久慈市社会福祉協議会会長が招集する。

2 委員長は必要と認めたときは、委員以外の者に出席を求め説明または意見を聞くことができる。

(事務局)

第7条 ネットワーク会議の事務局は、社会福祉法人久慈市社会福祉協議会に置く。

(守秘義務)

第8条 委員又は委員であった者及び会議出席者等は、ネットワーク会議で知り得た情報等を、他人に漏らしまたは利用してはならない。

(補則)

第9条 この要項に定めるもののほか、ネットワーク会議の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って別に定める。

附 則

この要項は、平成29年4月20日から施行する。

3 第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画 の策定に係るアンケート調査

(1) 成年後見制度を知っていますか。

項目	人数	人数				割合
		久慈市	洋野町	野田村	普代村	
名称も内容も知っている	86	52	18	6	10	16%
聞いたことはあるが内容は知らない	163	89	42	12	20	30%
名称も内容も知らない	216	98	71	17	30	40%
無回答	79	23	44	5	7	14%
計	544	262	175	40	67	100%

(2) 久慈地域成年後見センターを知っていますか。

項目	人数	人数				割合
		久慈市	洋野町	野田村	普代村	
知っている	40	25	11	2	2	7%
知らない	428	217	123	31	57	79%
無回答	76	20	41	7	8	14%
計	544	262	175	40	67	100%

4 「久慈圏域における成年後見に関するニーズ調査」報告書

「久慈圏域における成年後見に関する ニーズ調査」報告書

令和元年9月

久慈市社会福祉協議会
久慈地域成年後見センター

久慈圏域における成年後見に関するニーズ調査

【実施主体】

社会福祉法人久慈市社会福祉協議会 久慈地域成年後見センター

【協力】

八戸学院大学健康医療学部人間健康学科 准教授 吉田 守実 氏

1 調査実施概要

(1) 調査目的

久慈圏域における成年後見に関する現状を把握するとともに、成年後見に関する現場担当者への意識調査を行い、今後の久慈圏域における成年後見制度の推進を図ることを目的とする。

(2) 調査実施期間

令和元年6月10日(月)～令和元年7月12日(金)

(3) 調査方法

郵送配布・郵送回収(自記式)

(4) 調査対象と回収状況

久慈地区の介護保険事業所・相談事業所・生活支援ハウス並びに自立支援事業所・相談支援事業所・医療機関等69事業所を調査対象とし、回収票数は69票であり、回収率は100%であった。

【調査事業所の区分】

調査票回収事業所を区分別でみると、介護保険事業所が54事業所(78.3%)、自立支援事業所が12事業所(17.4%)、医療機関・その他が3事業所(4.3%)であった。(表1-1)

(表1-1) 対象別事業所区分

事業所区分	事業所数	パーセント
介護保険事業所関係	54	78.3%
自立支援事業所関係	12	17.4%
医療機関・その他	3	4.3%
合計	69	100.0%

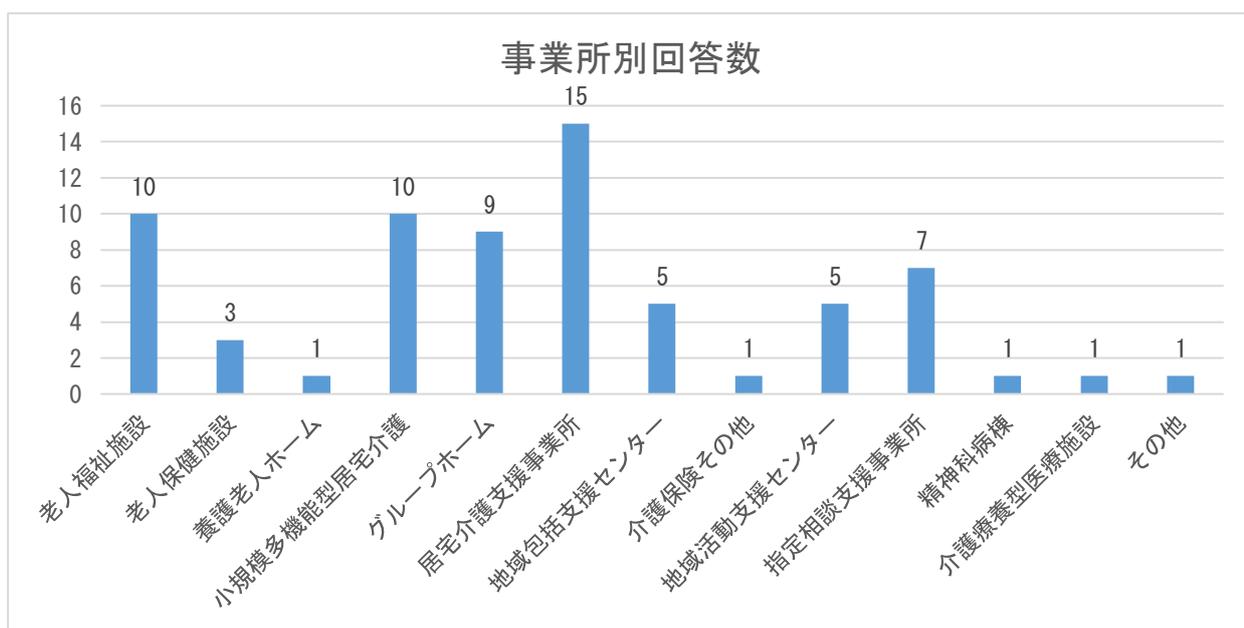


【調査事業所の種別】

事業所種別の回答数で多い順に、介護保険事業所区分の「居宅介護支援事業所」が15事業所（21.7%）、「老人福祉施設」と「小規模多機能型居宅介護」がそれぞれ10事業所（14.5%）、自立支援事業所区分では、「指定相談支援事業所」が7事業所（10.1%）であった。（表1-2）

（表1-2）事業所種別による回答数

事業所種別		事業所数	パーセント
介護保険事業所	老人福祉施設	10	14.5%
	老人保健施設	3	4.3%
	養護老人ホーム	1	1.4%
	小規模多機能型居宅介護	10	14.5%
	グループホーム	9	13.0%
	居宅介護支援事業所	15	21.7%
	地域包括支援センター	5	7.2%
	介護保険その他	1	1.4%
自立支援事業所	地域活動支援センター	5	7.2%
	指定相談支援事業所	7	10.1%
医療機関・その他	精神科病棟	1	1.4%
	介護療養型医療施設	1	1.4%
	その他	1	1.4%
合計		69	100.0%



2 調査結果

(1) 成年後見制度の利用状況

① 調査票回収事業所数と利用者数

事業所別利用者数は、介護保険事業所 3,129 人（うち久慈圏域 3,062 人）で、平成 26 年 6 月に久慈市社会福祉協議会が実施した調査¹（以下、前回調査という。）2,911 人から 218 人増加している。自立支援事業所は、735 人（うち久慈圏域 633 人）で、前回調査 792 人から 57 人減少している。医療機関・その他等は 627 人（うち久慈圏域 394 人）で前回調査 234 人から 393 人増加している。一方、1 事業所あたりの平均利用者数は、介護保険事業所と医療機関等で減少し、自立支援事業所は増加している。全体平均では 65.1 人と、前回調査 60.5 人から 4.6 人ほど増加している。（表 2-1）

（表 2-1）事業所種別にみた利用者数

事業所種別	調査事業所数		事業所利用者数		1 事業所あたりの平均利用者数	
	今回 (R1)	前回 (H26)	今回 (R1) 下段 (うち久慈圏域)	前回 (H26)	今回 (R1)	前回 (H26)
介護保険事業所	54	50	3,129 (3,062)	2,911	57.9	58.2
自立支援事業所	12	14	735 (633)	792	61.3	56.6
医療機関・ その他	3	1	627 (394)	234	209	234
合計	69	65	4,491 (4,089)	3,937	65.1	60.5

② 成年後見人等が選任されている利用者のいる事業所数と、成年後見人等の内訳

成年後見人等が選任されている利用者が、「いる」事業所は 18 事業所 (26.1%)、「いない」が 51 事業所 (73.9%) となっており、成年後見人等が選任されている利用者がいる施設が増加している。（表 2-2）

（表 2-2）成年後見人等が選任されている利用者がいる施設の状況

利用者がいる施設の状況	事業所数 (前回調査)	パーセント (前回調査)
成年後見人等が選任されている利用者が「いる」施設	18 (14)	26.1% (22%)
成年後見人等が選任されている利用者が「いない」施設	51 (51)	73.9% (78%)
合計	69 (65)	100.0%

¹ 社会福祉法人久慈市社会福祉協議会が平成 26 年 6 月 9 日～6 月 25 日に実施。久慈圏域の「権利擁護支援センター」設置に向けて、久慈地区の介護保険事業所・相談事業所・生活支援ハウス並びに自立支援事業所・相談支援事業所・医療機関等 68 事業所を調査対象とした。回収票数は 65 票、回収率は 96%であった。

③ 事業所における成年後見人等の選任人数

成年後見人等の選任人数は、全体で 32 人と前回調査の 19 人から大きく増加している。

内訳をみると、後見人 25 人（前回調査 16 人）ともっとも多く、次いで保佐人が 6 人（前回調査 3 人）、補助人が 1 人（前回調査 0 人）であった。また、1 事業所あたりの後見人等の選任数は 0.46 人で、前回調査の 0.29 人から増加している状況である。（表 2-3）

（表 2-3）事業所における成年後見人等の選任人数

事業所種別	後見人等選任人数					1 事業所あたりの後見人等選任人数	
	今回 (R1)	(今回の内訳)			前回 (H26)	今回 (R1)	前回 (H26)
		後見人	保佐人	補助人			
介護保険事業所	18	(13)	(4)	(1)	9	0.33	0.18
自立支援事業所	10	(9)	(1)	(0)	6	0.83	0.43
医療機関・その他	4	(3)	(1)	(0)	4	1.33	4.00
合計	32	(25)	(6)	(1)	19	0.46	0.29

④ 成年後見人等の種別と受任者の内訳

成年後見制度の利用者と「後見人」との関係は、親族後見は 10 人（前回調査 10 人）であった。内訳は子 1 人、親 3 人、兄弟姉妹 2 人、配偶者 1 人、その他 3 人となっている。

第三者後見は 15 人（前回調査 6 人）で、内訳は、弁護士 8 人、司法書士 3 人、社会福祉士 1 人、その他の第三者 3 人となっている。

受任の割合は、親族後見が 40%、第三者後見が 60%となっている。（表 2-4）

（表 2-4）【後見人】

親族後見					第三者後見				合計
子	親	兄弟姉妹	配偶者	その他	弁護士	司法書士	社会福祉士	その他の 第三者	
1	3	2	1	3	8	3	1	3	25
4.0%	12.0%	8.0%	4.0%	12.0%	32.0%	12.0%	4.0%	12.0%	100.0%
40.0%					60.0%				100.0%

成年後見制度の利用者と「保佐人」との関係は、親族後見は2人（前回調査1人）であった。内訳は兄弟姉妹2人となっている。

第三者後見は4人（前回調査2人）で、内訳は、弁護士4人となっている。受任の割合は、親族後見が33.3%、第三者後見が66.7%となっている。（表2-5）

（表2-5）【保佐人】

親族後見					第三者後見				合計
子	親	兄弟姉妹	配偶者	その他	弁護士	司法書士	社会福祉士	その他の第三者	
		2			4				6
33.3%					66.7%				100.0%

成年後見制度の利用者と「補助人」との関係は、親族後見は0人（前回調査0人）、第三者後見は1人（前回調査0人）で、その他の第三者1人となっている。（表2-6）

（表2-6）【補助人】

親族後見					第三者後見				合計
子	親	兄弟姉妹	配偶者	その他	弁護士	司法書士	社会福祉士	その他の第三者	
								1	1

（2） 成年後見制度が必要な利用者の状況

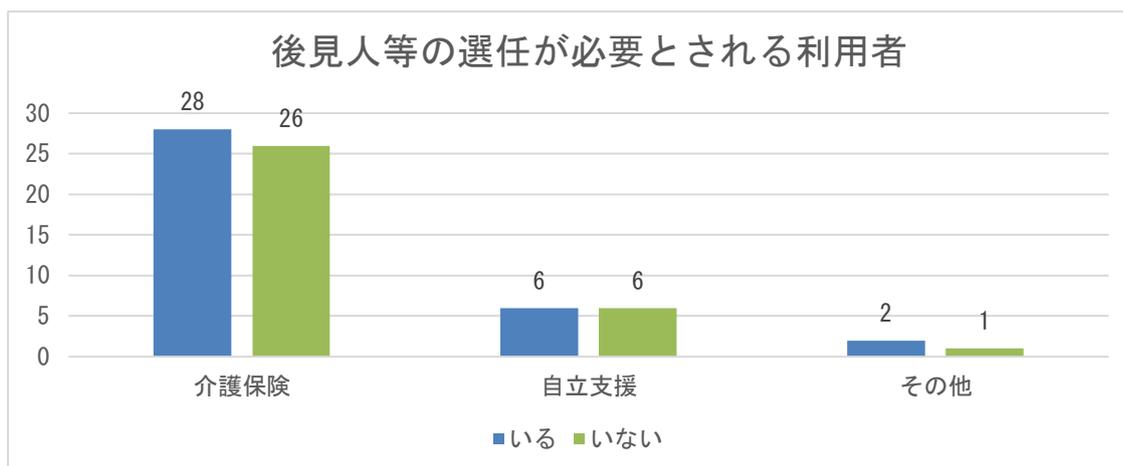
① 後見人等の選任が必要と考えられる利用者の有無

選任が必要な利用者の有無について、「いる」が36事業所（52.2%、前回調査43%）、「いない」が33事業所（47.8%、前回調査57%）と、5割を超える事業所では「選任が必要と考えられる利用者がある」と回答し、前回調査も上回っている。

「いる」と回答した36事業所の内訳は、介護保険事業所28ヶ所（介護事業所比率51.9%）、自立支援事業所6ヶ所（自立支援事業所比率50%）、医療機関2ヶ所（医療機関比率66.6%）となっている。（表2-7）

（表2-7）後見人等の選任が必要とされる利用者の有無

事業所区分	いる	いない	合計
介護保険	28	26	54
自立支援	6	6	12
医療機関	2	1	3
合計	36	33	69



② 後見人等の選任が必要と考えられる利用者数

選任が必要な利用者数は、介護保険事業所が49人（前回調査48人）、自立支援事業所が76人（前回調査45人）と、医療機関・その他の事業所では7人（前回調査9人）であり、特に自立支援事業所では選任が必要と考えられる利用者が多かった。

さらに、選任が必要な利用者のうち「うちすぐにでも選任が必要な利用者」（今回は、介護保険事業所18人（前回調査10人）、自立支援事業所10人（前回調査9人）、医療機関・その他2人（前回調査0人）となっている。（表2-8）

（表2-8） 後見人等の選任が必要な利用者数

事業所種別	選任が必要な事業所数		選任が必要な利用者（今回） （うち久慈圏域外）	選任が必要な利用者（前回） （うち久慈圏域外）	うちすぐにでも選任が必要（今回） （うち久慈圏域外）	うちすぐにでも選任が必要（前回） （うち久慈圏域外）
	今回 (R1)	前回 (H26)				
介護保険事業所	28	18	49 (1)	48 (3)	18 (1)	10 (0)
自立支援事業所	6	9	76 (12)	45 (5)	10 (0)	9 (1)
医療機関・その他	2	1	7 (2)	9 (0)	2 (0)	0 (0)
合計	36	28	132(15)	102(8)	30(1)	19(1)

③ 成年後見制度が必要と考えた理由（複数回答）

①で調査した、成年後見人が必要と考えられる利用者が「いる」と答えた事業所に、その理由（複数回答）を得た。

「親族が利用者を支援できない」と回答した事業所は44事業所で、利用者の実人数80人であった。支援できない理由（複数回答）を見ると「親族による財産管理に問題」が10人、「親族の判断能力に問題が生じた」が6人、「親族の加齢」が26人、「親族

の不在」が33人、「その他」が13人の延べ88人であった。（表2-9）

「その他」の記載事項を見ると、「親族が本人と距離を置きたいと考えている。」「関係が遠い（姪の子）。」「身元引受人が身体に障がいがある。」「親族の理解と協力が無い。」「利用者様が親族に対し不信に思われている様子。利用者様が後見人制度の利用を希望されている。」「親族の体調が悪い。」「親族はいるが関係が遠く、ほとんど付き合いがない。」「施設入所契約の問題。」「親族による支援の拒否。」「遠方に居住しているため。」「親族の拒否」などであった。

（表2-9）親族が支援できないと回答した事業所

親族が支援できない理由	事業所数	パーセント	利用者延べ人数	パーセント
親族による財産管理に問題	8	18.2%	10	11.4%
親族の判断能力に問題が生じた	6	13.6%	6	6.8%
親族の加齢	10	22.7%	26	29.5%
親族の不在	11	25.0%	33	37.5%
その他	9	20.5%	13	14.8%
合計	44	100.0%	88	100.0%

次に、「本人でなければ手続きできない」と回答した事業所数は17事業所で、利用者の実人数は23人であった。本人でなければ手続きできない理由（複数回答）を見ると、「預貯金の払い戻し」が7人、「施設入所・サービス利用等の契約」が14人、「不動産売買」が4人、「賃貸借契約の締結・解除」が5人、「遺産分割」が3人、「その他」が3人で延べ36人であった。（表2-10）

「その他」の自由記載では、「行政の手続きを行わない。」「本人が利用している施設での事務手続きや入退院時の家族としての対応が機能しない等。」などであった。

なお、上記「親族が利用者を支援できない」、「本人でなければ手続きできない」以外の「その他」は、1人であった。

（表2-10）本人でなければ手続きできないと回答した事業所

本人でなければ手続きできない内容	事業所数	パーセント	利用者延べ人数	パーセント
預貯金の払い戻し	5	29.4%	7	19.4%
施設入所・サービス利用等の契約	5	29.4%	14	38.9%
不動産売買	2	11.8%	4	11.1%
賃貸借契約の締結・解除	1	5.9%	5	13.9%
遺産分割	3	17.6%	3	8.3%
その他	1	5.9%	3	8.3%
合計	17	100.0%	36	100.0%

(3) 久慈地域成年後見センターについて

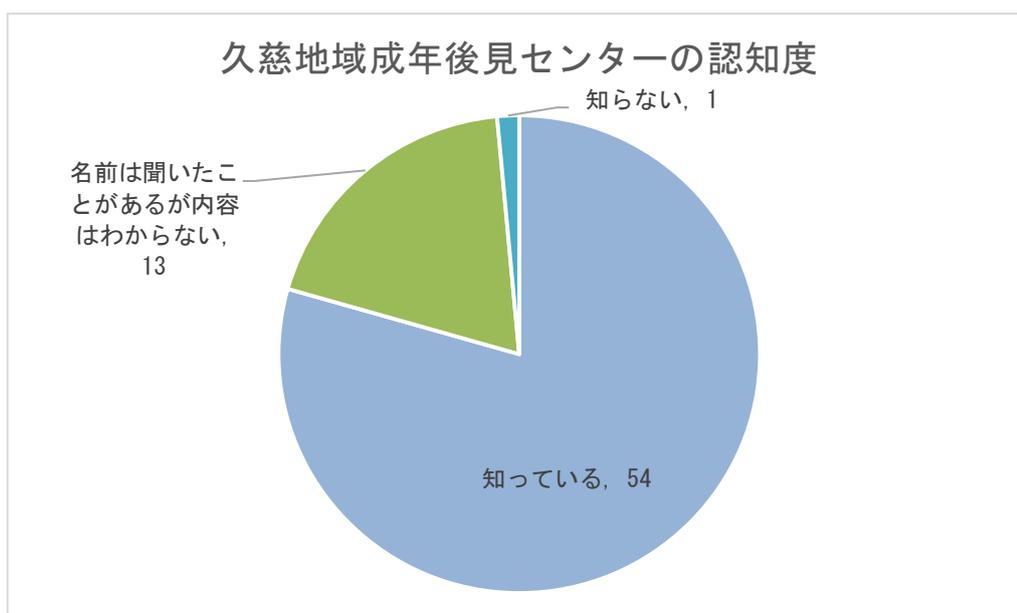
① 認知度の状況

久慈地域成年後見センターの認知度は、「知っている」が54事業所(79.4%)、「名前は聞いたことがあるが内容はわからない」が13事業所(19.1%)、「知らない」(1.5%)が1事業所であった。(表3-1)

久慈地域成年後見センターについては、約8割が「知っている」と答えていることから、業務における権利擁護や成年後見制度に関する必要性などから、内容まで行き渡っていることがうかがえた。しかしながら、「名前は聞いたことがあるが内容がわからない、知らない」と回答している事業所もあることから、引き続き活動の周知を進める必要がある。

(表3-1) 久慈地域成年後見センターの認知度

久慈地域成年後見センターの認知度	事業所数	パーセント	有効パーセント
知っている	54	78.3%	79.4%
名前は聞いたことがあるが内容はわからない	13	18.8%	19.1%
知らない	1	1.4%	1.5%
合計	68	98.6%	100.0%
無回答	1	1.4%	
合計	69	100.0%	



② 久慈地域成年後見センターに期待すること

久慈圏域の権利擁護支援推進組織（久慈地域成年後見センター）に期待する内容について複数回答を求めたところ、「関係機関等との連携」47件（26.6%）、「成年後見制度の利用支援」が53件（29.9%）、「市民後見人の育成」が34件（19.2%）、「成年後見制度の広報・啓発」が42件（23.7%）、「その他」が1件（0.6%）であった。（表3-2）

「その他」では、「施設相談員や居宅介護支援事業所のケアマネジャー等を対象とした成年後見につなげる支援の事例説明会や事務手続き等の説明会の開催。」の要望であった。69事業所のすべてからいずれかの回答を得ていることを考えると、久慈地域成年後見センターへの期待の高さがうかがえる。

（表3-2）久慈地域成年後見センターに期待すること（複数回答）

久慈地域成年後見センターに期待すること	事業所数	パーセント
関係機関等との連携	47	26.6%
成年後見制度の利用支援	53	29.9%
市民後見人の育成	34	19.2%
成年後見制度の広報・啓発	42	23.7%
その他	1	0.6%
合計	177	100.0%

（4）成年後見制度における他機関との関係について

① 他機関への相談状況

回答した69事業所のうち65事業所が有効回答であり、そのうち「相談したことがある」が31事業所44.9%（前回調査は19事業所）、「相談したことがない」が34事業所49.3%（前回調査46事業所）であった。（表4-1）

前回調査に比べ、他機関へ相談している事業所が増えている状況であった。

（表4-1）成年後見制度についての他機関への相談状況

相談状況	事業所数	パーセント	有効パーセント
相談したことがある	31	44.9%	47.7%
相談したことがない	34	49.3%	52.3%
合計	65	94.2%	100.0%
未回答	4	5.8%	
合計	69	100.0%	

② 相談先（複数回答）

「相談したことがある」31事業所の相談先を多い順にみると、「成年後見センター」19件31.7%、「地域包括支援センター」18件30.0%（前回調査では7件29%で最も多い）、「市町村」9件15.0%（前回調査では5件21%）であった。（表4-2）

前回調査にはなかった「成年後見センター」が最も多く、事業所にとって日常の関わりのある身近な機関へ相談している様子が見える状況であった。

(表 4-2) 成年後見制度に係る他機関への相談先

相談先	弁護士	司法書士	裁判所	市町村	地域包括 支援セン ター	指定相談支援 事業所（障が い）	成年後見 センター	その他	合計
相談件数 (前回)	6 (3)	3 (1)	2 (5)	9 (5)	18 (7)	2 (3)	19	1	60 (24)
パーセント	10.0% (13%)	5.0% (4%)	3.3% (21%)	15.0% (21%)	30.0% (29%)	3.3% (13%)	31.7%	1.7%	100.0%

③ 相談内容（複数回答）

事業所の相談内容を多い順にみると、「申立ての方法」18件 33.3%（前回調査では8件 38.1%）、「制度の内容」13件 24.1%（前回調査では5件 23.8%）、「財産管理」13件 24.1%（前回調査ではなし）であった。（表 4-3）

(表 4-3) 成年後見制度に係る他機関への相談内容

相談内容	制度の内容	申立ての方法	財産管理	首長申立て	その他	合計
相談件数 (前回)	13 (5)	18 (8)	13	9 (4)	1 (4)	54 (21)
パーセント	24.1% (23.8%)	33.3% (38.1%)	24.1%	16.7% (19.0%)	1.9% (19.0%)	100.0%

④ 相談後の解決状況

相談後の状況を見ると、「解決できた」が19件 61.3%（前回調査では12件 63.2%）、「解決できなかった」が5件 16.1%（前回調査では4件 21.0%）、「解決できた時と解決できなかった時がある」が7件 22.6%（前回調査では3件 15.8%）であった。（表 4-4）

「解決できなかった」理由をみると、「相談途中である。」「現在、進めているところである。制度の利用には繋がっていない。」「本人の親族関係が複雑であり申立てに向け4親等内の親族確認作業を出来る人がいなかった。」「解決前に本人がなくなった。」などであった。

(表 4-4) 相談した後の解決状況

解決状況	解決できた	解決できなかった	解決できた時と解決で きなかつた時がある	合計
件数 (前回)	19 (12)	5 (4)	7 (3)	31 (19)
パーセント	61.3% (63.2%)	16.1% (21.0%)	22.6% (15.8%)	100.0%

⑤ 成年後見制度について他機関に相談したことがない理由

事業所が他機関に「相談したことがない理由」をみると、「相談の必要な利用者がいなかったから」が31件77.5%（前回調査では32件71.1%）となっており、このことが相談したことがない主な理由であった。次に多いのが「相談をせずに解決できそうだったから」が5件12.5%（前回調査でも5件）、「その他」が4件10.0%（前回調査でも4件）であった。（表4-5）

「その他」の内容は、「施設へ入所する際の支援は、家族又は親族にしてもらっていたが入所から数年が経過し、死別や関係の悪化、支援していた家族の認知症などで、今後は成年後見の利用が必要となる恐れのあるケースが出てきている。」「利用者様に相談の提案はさせていただいている。」「家族には説明しているが、家族間の意見が相違により、それ以降は施設としては動けずにいる。」等であった。

（表4-5）成年後見制度について他機関に相談したことがない理由

他機関に相談したことがない理由	相談の必要な利用者がいなかったから	相談をせずに解決できそうだったから	相談先がわからなかったから	相談をしにくかったから	その他	合計
件数 (前回)	31 (32)	5 (5)	0 (3)	0 (1)	4 (4)	40 (45)
パーセント	77.5% (71.1%)	12.5% (11.1%)	0.0% (6.7%)	0.0% (2.2%)	10.0% (8.9%)	100.0%

（5）成年後見制度の利用環境について

① 成年後見制度の利用環境

「利用しやすい」が29件42.0%（前回調査4件6.3%）、「利用しやすいと思わない」が33件47.8%（前回調査49件77.8%）、「どちらでもない」7件10.1%（前回調査10件15.9%）であった。成年後見制度の利用環境について「利用しやすい」と回答している事業所が、大幅に増加している。（表5-1）

（表5-1）成年後見制度の利用環境

利用環境	事業所数（今回）	事業所数（前回）	パーセント（今回）	パーセント（前回）
利用しやすい	29	4	42.0%	6.3%
利用しやすいと思わない	33	49	47.8%	77.8%
どちらでもない	7	10	10.1%	15.9%
合計	69	63	100.0%	100.0%

② 成年後見制度の利用環境「利用しやすい」の理由（複数回答）

成年後見制度の利用環境が「利用しやすい」と回答した理由を見ると、「相談窓口について周知されている」が17件29.8%、「相談できる関係機関のネットワークがある」が16件28.1%、「成年後見制度について周知されている」が13件22.8%、「経済的困難でも支援してくれる制度がある」が8件14.0%、「その他」が3件5.3%であった。

（表5-2）

「その他」の自由記載は、「窓口があるため相談できる場が確保できたと思う。」「申立てのタイミングを図るのに苦慮しています。今後も相談に乗っていただけると助かります。」「専門の窓口が出来た。」であった。

(表 5-2) 成年後見制度が利用しやすい理由

成年後見制度が利用しやすい環境理由	事業所数	パーセント
成年後見制度について周知されている	13	22.8%
相談窓口について周知されている	17	29.8%
経済的困難でも支援してくれる制度がある	8	14.0%
相談できる関係機関のネットワークがある	16	28.1%
その他	3	5.3%
合計	57	100.0%

③ 成年後見制度の利用環境「利用しやすいと思わない」の理由（複数回答）

利用環境が「利用しやすいと思わない」と回答した理由を見ると、「申し立て手続きが複雑である」が25件23.4%（前回調査では4番目に多く21件14.9%）、「裁判所を利用するのに不慣れ」20件18.7%（前回調査では31件22.0%で最も多い）、「成年後見制度を知る機会が少ない」19件17.8%（前回調査では3番目に多く24件17.0%）、「法律専門家（弁護士、司法書士など）との関わりに不慣れ」17件15.9%（前回調査では28件19.8%で2番目に多い）、「相談先がわからない」14件13.1%（前回調査では11件7.8%）、「その他」が3件2.8%であった。（表 5-3）

「その他」の自由記載は、「親族間のトラブルに施設側として意見できない。」「保佐人の支援が不十分。」「被後見人死亡後の管理、手続きが複雑。」であった。

「申し立て手続きが複雑、裁判所や法律専門家との関わりの不慣れ」など、法律の理解や制度の理解に抵抗がある様子が見える。また、成年後見制度を利用する利用者が頻繁にいるわけではないので、必要性に迫られ、対応していくことを考えると「成年後見制度を知る機会が少ない」と回答するのではないかとと思われる。

(表 5-3) 成年後見制度が利用しやすいとは思わない環境理由

成年後見制度が利用しやすいとは思わない環境理由	事業所数 (今回)	事業所数 (前回)	パーセント (今回)	パーセント (前回)
成年後見制度を知る機会が少ない	19	24	17.8%	17.0%
申し立て手続きが複雑である	25	21	23.4%	14.9%
経済的困難な人への経費支援が不十分	9	20	8.4%	14.2%
裁判所を利用するのに不慣れ	20	31	18.7%	22.0%
法律専門家（弁護士、司法書士など）との関わりに不慣れ	17	28	15.9%	19.8%
相談先がわからない	14	11	13.1%	7.8%
その他	3	6	2.8%	4.3%
合計	107	141	100.0%	100.0%

(6) 権利擁護や成年後見制度に関する研修会について（複数回答）

権利擁護や成年後見制度に関する研修会を開催する際に期待される内容は、「成年後見制度と手続き」が 62 件 41.6%と一番多く、次に「虐待防止法（高齢・障がい・児童）」が 36 件 24.2%、「日常生活自立支援事業」が 30 件 20.1%、「消費者被害の現状と防止」が 19 件 12.8%、「その他」2 件 1.3%であった。（表 6-1）

「その他」の自由記載は、「成年後見制度と権利擁護の違い。」であった。

（表 6-1）今後の権利擁護研修に期待する内容

今後の権利擁護研修に期待する内容	事業所数	パーセント
成年後見制度と手続き	62	41.6%
虐待防止法（高齢・障がい・児童）	36	24.2%
消費者被害の現状と防止	19	12.8%
日常生活自立支援事業	30	20.1%
その他	2	1.3%
合計	149	100.0%

(7) 成年後見制度や権利擁護に関する自由意見（原文のまま）

1	身寄りがない人、いたとしても支援を望めない状況の方が今後さらに増えてくる中で、施設としても成年後見の利用につなげる必要のある方が増えていくのは確実です。利用者と家族に経済的な問題がある場合、デリケートな問題で関わり方を誤ると信頼関係を損ないかねないものです。経済的虐待などのケースの恐れがある場合の対処や、行政等の連携の方法なども学ぶ必要があると感じています。
2	治療方針や手術において同意を求められ、不在の場合は治療に結びつかないこともある、悩みにつながっています。 またご本人が介護認定非該当等の状態で、収入・預貯金低額、しかし身元引受人が不在というケースについて、どのような権利擁護の形が望ましいか、現状で後見・保佐・補助相当にならない方について、どのような段階や準備を進める手立てがあるかメリット・デメリットを含めた勉強会の機会があれば嬉しいです。
3	施設研修の内容の中に、成年後見制度、権利擁護がありますが自身の知識を深め、他職員に必要性や実情を伝え、利用者様の人権を守りたい。研修の場に参加したいです。
4	現在、権利擁護事業を利用しているが、認知症が進行して財産管理等をどうしたらよいか悩んでいる。また、成年後見制度を利用した方が良いと思ったが手続きが複雑そうで手続きまで至っていない。
5	必要な方が今後増加すると思います。
6	成年後見制度を利用することで、ご本人が安心して生活することが出来ています。施設としても色々と相談に乗って頂き心強い限りです。ありがとうございます。
7	聞き慣れない言葉で認知度が低いと感じています。わかりやすく工夫を凝らして何度でも啓発して欲しいと思います。
8	財産や契約について、親族が遠方にある事で物事が思うように進まない。また協力がない時でも、相談という形で連絡してもいいものではないでしょうか。
9	当作業所の利用者は現在の所、家族がいたり社協さんでの金銭管理の協力の元、日々生活しておりますが将来的には後見制度を利用する人もいます。その為に簡単な言葉でのパンフレット、しおり等が日常目に入る様な生活環境であればと思います。
10	成年後見制度や権利擁護に関して、大いに研修会を持ってほしい。
11	日頃から大変お世話になっております。今後ともよろしく願いいたします。
12	支援者、利用者又は親族等が共に制度について理解し身近に感じられるような説明会、または研修会があれば嬉しいです。

3 考察とまとめ

(1) 成年後見制度の利用状況

事業所別利用者数は、介護保険事業所 3,129 人で、前回調査から 218 人増加している。自立支援事業所は、735 人で、前回調査から 57 人減少している。医療機関・その他等は 627 人で前回調査から 393 人増加している。その利用者の中で、成年後見人等が「選任されている」事業所は 18 事業所 (26.1%)、「いない」が 51 事業所 (73.9%) となり、前回調査と比べ、成年後見人等が選任されている事業所が増加している。

また、成年後見人等の選任人数も全体で 32 人と、前回調査の 19 人から大きく増加している。内訳は、後見人 25 人 (前回調査 16 人) ともっとも多く、次いで保佐人が 6 人 (前回調査 3 人)、補助人が 1 人 (前回調査 0 人) であり、1 事業所あたりの後見人等の選任数は 0.46 人で、前回調査の 0.29 人から増加している状況である。

受任の割合は、親族後見が 37.5%、第三者後見が 62.5% となっており、第三者後見が多くなっている。

成年後見制度の利用者と「後見人」との関係は、「親族後見」では、子 1 人、親 3 人、兄弟姉妹 2 人、配偶者 1 人、その他 3 人と親族後見は 10 人 (前回調査 10 人) である。「第三者後見」では弁護士 8 人、司法書士 3 人、社会福祉士 1 人、その他の第三者 3 人の 15 人 (前回調査 6 人) である。

次に「保佐人」との関係は、「親族後見」は 2 人 (前回調査 1 人) で、兄弟姉妹 2 人となっている。「第三者後見」は 4 人 (前回調査 2 人) で、弁護士 4 人である。

「補助人」との関係は、親族後見は 0 人 (前回調査 0 人)、第三者後見は 1 人 (前回調査 0 人) で、その他の第三者 1 人である。

(2) 成年後見制度が必要な利用者の状況

成年後見制度が必要な利用者が「いる」事業所は 36 事業所 52.2% (前回調査 43%)、「いない」事業所が 33 事業所 47.8% (前回調査 57%) と、5 割を超える事業所では選任が必要とし、前回調査も上回っている。

「いる」と回答した 36 事業所の内訳は、介護保険事業所 28 ヶ所 (介護事業所比率は 51.9%)、自立支援事業所 6 ヶ所 (自立支援事業所比率は 50%)、医療機関 2 ヶ所 (医療機関比率は 66.6%) となっており、それぞれほぼ半数以上が成年後見制度の利用が必要な利用がいる現状である。

後見人等の選任が必要と考えられる「利用者数」は、介護保険事業所が 49 人 (前回調査 48 人)、自立支援事業所が 76 人 (前回調査 45 人) と、医療機関・その他の事業所では 7 人 (前回調査 9 人) で、特に自立支援事業所の利用者が多い。

さらに、選任が必要な利用者のうち「うちすぐにでも選任が必要な利用者」は、介護保険事業所 18 人 (前回調査 10 人)、自立支援事業所 10 人 (前回調査 9 人)、医療機関・その他 2 人 (前回調査 0 人) となっており、早急なアプローチや支援が望まれる。

上記、成年後見人等が必要と考えられる利用者が「いる」と答えた事業所の理由 (複数回答) をみると、「親族が利用者を支援できない」が 44 事業所、利用者 (実人数) 80 人であ

る。さらにその支援できない理由（複数回答）は、「親族による財産管理に問題」が10人、「親族の判断能力に問題が生じた」が6人、「親族の加齢」が26人、「親族の不在」が33人、「その他」が13人の延べ88人であり、自由記載を見ても「親族が本人と距離を置きたいと考えている。」「親族の理解と協力が無い。」等、本来ならば契約の決定に協力いただけるはずの親族との関係の不和によりその協力が得れず、制度の利用に支障をきたす要因がうかがえる。

一方、「本人でなければ手続きできない」とした事業所数は17事業所、利用者の実人数は23人であった。その理由（複数回答）をみると、「預貯金の払い戻し」が7人、「施設入所・サービス利用等の契約」が14人、「不動産売買」が4人、「賃貸借契約の締結・解除」が5人、「遺産分割」が3人、「その他」が3人で延べ36人であった。これらの点は、成年後見制度の利用により補えることが多いと考えられることから、成年後見制度のさらなる理解を進めることが「本人でなければ手続きできない」点の改善に繋がると思われる。

（3）久慈地域成年後見センターについて

久慈地域成年後見センターの認知度は、「知っている」が54事業所（79.4%）、「名前は聞いたことがあるが内容はわからない」が13事業所（19.1%）、「知らない」（1.5%）が1事業所であった。久慈地域成年後見センターについては、約8割が知っていることと答えていることから、権利擁護や成年後見制度に関する関心などから、内容まで行き渡っていることがうかがえた。しかしながら、内容がわからない・知らないと回答している事業所もあることから、引き続き活動の周知を進める必要がある。

久慈地域成年後見センターに期待する内容（複数回答）は、「関係機関等との連携」47件（26.6%）、「成年後見制度の利用支援」が53件（29.9%）、「市民後見人の育成」が34件（19.2%）、「成年後見制度の広報・啓発」が42件（23.7%）等、期待されている割合がいずれの項目も高く、引き続きこれらの業務を推進していく必要がある。

（4）成年後見制度における他機関との関係について

他機関へ「相談したことがある」が31事業所44.9%（前回調査は19事業所）、「相談したことがない」が34事業所49.3%（前回調査46事業所）であり、前回調査に比べ、他機関へ相談している事業が増えており、成年後見制度の利用に関する連携が進んでいる状況がうかがえる。

「相談したことがある」31事業所の相談先は、「成年後見センター」19件31.7%、「地域包括支援センター」18件30.0%（前回調査では7件29%で最も多い）、「市町村」9件15.0%（前回調査では5件21%）である、相談件数が増加しているとともに、前回調査にはなかった「成年後見センター」が最も多く、事業所にとって日常の関わりのある身近な機関へ相談している様子がうかがえる状況である。

相談内容は、「申立ての方法」18件33.3%（前回調査8件38.1%）、「制度の内容」13件24.1%（前回調査5件23.8%）、「財産管理」13件24.1%（前回調査ではなし）であり、幅広い内容になっている。相談の結果「解決できた」が19件61.3%（前回調査12件63.2%）、

「解決できなかった」が5件16.1%（前回調査4件21.0%）、「解決できた時と解決できなかった時がある」が7件22.6%（前回調査3件15.8%）であり、解決できなかった割合がやや減少している。

「解決できなかった」理由は、「相談途中。」「現在、進めているが制度の利用には繋がっていない。」4 親等内の親族確認作業を出来る人がいなかった。」「解決前に本人が亡くなった。」などであり、解決につながる要素も見受けられる。

また、他機関に「相談したことがない理由」をみると、「相談の必要な利用者がいなかったから」が31件77.5%（前回調査では32件71.1%）となっており、これらの事業所は相談する事例が生まれれば相談することが考えられることから、引き続き連携していくことが望まれる。

（5）成年後見制度の利用環境について

成年後見制度の利用環境をみると、「利用しやすい」が29件42.0%（前回調査4件6.3%）、「利用しやすいと思わない」が33件47.8%（前回調査49件77.8%）、「どちらでもない」7件10.1%（前回調査10件15.9%）であり、「利用しやすい」が大きく伸びた。

その「利用しやすい」理由は、「相談窓口について周知されている」が17件29.8%、「相談できる関係機関のネットワークがある」が16件28.1%、「成年後見制度について周知されている」が13件22.8%などである。

一方、「利用しやすいと思わない」理由は、「申し立て手続きが複雑である」が25件23.4%（前回調査21件14.9%）、「裁判所を利用するのに不慣れ」20件18.7%（前回調査31件22.0%で最も多い）、「成年後見制度を知る機会が少ない」19件17.8%（前回調査24件17.0%）、「法律専門家（弁護士、司法書士など）との関わりに不慣れ」17件15.9%（前回調査28件19.8%で2番目に多い）、「相談先がわからない」14件13.1%（前回調査11件7.8%）、「その他」が3件2.8%である。

前回調査では「裁判所を利用するのに不慣れ」が多かったが、今回は「申し立て手続きが複雑である」が最も多く、実際の制度運用が進み、行って初めて制度の複雑さや法律の理解に抵抗を感じた様子が見えてくる。また、成年後見制度を利用する利用者が頻繁にいるわけではないので、必要性に迫られ、対応していくことを考えると、常日頃から成年後見制度を知る機会の提供が必要と思われ、引き続き、事業所への支援を通じた成年後見制度への理解と実際の支援を行っていく必要がある。

（6）権利擁護に関する研修会について（複数回答）

研修会に期待する内容は、「成年後見制度と手続き」が62件41.6%と一番多く寄せられ、次に「虐待防止法（高齢・障がい・児童）」が36件24.2%、「日常生活自立支援事業」が30件20.1%、「消費者被害の現状と防止」が19件12.8%、「その他」2件1.3%である。

上記の、成年後見制度の利用環境「利用しやすいと思わない」の理由にあるように、「申し立て手続きが複雑である」と感じる事が多く、制度の理解と実際の手続き等の理解を望んでいることがうかがえる。

(7) まとめ

以上、調査結果から次のような方向性が考察される。

- ① 成年後見人等の選任人数は、全体で32人と前回調査の19人から大きく増加している。成年後見制度が必要な利用者が「いる」も36事業所52.2%（前回調査43%）となっている現状である。さらに、後見人等の選任が必要と考えられる利用者数は132人で、「うちすぐにでも選任が必要な利用者」は30人で、事業所との連携による早急なアプローチや利用者支援が望まれる。
- ② 久慈地域成年後見センターの認知度は高まっている。同時に業務に対する期待も高まり、特に「関係機関等との連携」や「成年後見制度の利用支援」が期待されている。今後さらに、他機関からの相談も増え、業務量も増加していくことが予想されることから、人的体制も踏まえた市町村と連携した専門性のさらなる向上が望まれる。
- ③ 成年後見制度の利用環境をみると、「利用しやすい」が前回に比べ大きく改善されているが、「利用しやすいと思わない」も多い。「申し立て手続きが複雑である」など、制度の理解不足からの要因も考えられることから、事業所の職員向けの研修会等を通して成年後見制度の実際の手続き等を踏まえた理解の促進が望まれる。
- ④ 成年後見制度の受任の割合は、親族後見が37.5%、第三者後見が62.5%となっている状況である。親族後見を受任する後見人等の確保が困難な状況が見受けられる中、福祉的な支援が必要な利用者が多い事業所の現状から、第三者後見の充実が求められている。今後、利用者やその家族、さらには一般市民にも成年後見制度に対する理解をさらに図っていく機会の提供が求められる。また、成年後見制度の利用を支える法人後見の促進、市民後見人の養成や確保が望まれるところである。

令和元年6月10日

久慈圏域における成年後見に関するニーズ調査

留意事項

- 1 利用者や親族等からの聴き取りは不要です。利用者個々へ直接調査するのではなく事業所として利用者の状況から判断して回答を求めるものです。
- 2 調査の基準日は令和元年6月1日とします。
- 3 ご回答は、選択肢に○をつけてください。() では、あてはまることを具体的に記述して下さい。
- 4 地域包括支援センターについては、介護予防サービスを利用していない方も調査対象として下さい。(相談のみの方も含む)
- 5 本調査において、成年後見人等とは成年後見人・保佐人・補助人の事を指します。
- 6 本調査で得られたデータは調査目的以外に用いることはなく、得られた情報は全て統計的に処理され、個人は特定されません。
また、調査協力拒否・辞退による不利益は一切生じません。
- 7 回答期限は、7月12日(金)です。同封の返信用封筒にて投函願います。
- 8 調査に関する問い合わせは、下記事務局までお願いします。

【久慈地域成年後見センター(担当 向井・式又)】

住 所：久慈市旭町7-127-3 (久慈市社会福祉協議会)

電話番号：0194-53-3380 FAX：0194-52-7715

問1 貴事業所名と種別についてお答え下さい。(1つに○)

貴事業所名	
介護保険	1 老人福祉施設 2 老人保健施設 3 養護老人ホーム 4 小規模多機能型居宅介護 5 グループホーム 6 居宅介護支援事業所 7 地域包括支援センター 8 その他 ()
自立支援	9 共同生活援助 10 施設入所支援 11 地域活動支援センター (I型) 12 指定相談支援事業所 13 その他 ()
その他	14 精神科病棟 15 介護療養型医療施設 16 生活支援ハウス 17 その他 ()

問2 貴事業所の利用者数(登録者・契約者数)をお答え下さい。

_____名(うち久慈圏域に住所を有する人数_____名)

問3 成年後見人等が選任されている利用者はいますか。(1つに○)

- 1 いる⇒問4へ進む 2 いない⇒問5へ進む

(内訳)

└→ 後見人 _____ 名 保佐人 _____ 名 補助人 _____ 名

※ 各類型で該当する利用者がいない場合は「0」を記入。

問4 選任されている利用者の後見人等の人数と、その関係をお答え下さい。

後見人が複数の場合はその人数を記入。

※ 各類型で該当する利用者がいない場合は「0」を記入。

区 分	関 係	後見人	保佐人	補助人
親族後見	(1)子	_____人	_____人	_____人
	(2)親	_____人	_____人	_____人
	(3)兄弟姉妹	_____人	_____人	_____人
	(4)配偶者	_____人	_____人	_____人
	(5)その他	_____人	_____人	_____人
		具体的に記入してください。	具体的に記入してください。	具体的に記入してください。
第三者後見	(6)弁護士	_____人	_____人	_____人
	(7)司法書士	_____人	_____人	_____人
	(8)社会福祉士	_____人	_____人	_____人
	(9)その他の第三者	_____人	_____人	_____人
	例) 社会保険労務士 行政書士 社会福祉協議会	具体的に記入してください。	具体的に記入してください。	具体的に記入してください。

問5 今後、成年後見人等の選任が必要と考えられる利用者はいますか。(1つに○)

- 1 いる⇒問6へ進む 2 いない⇒問7へ進む

(内訳)

└→ 付問1 後見人等の選任が必要な利用者数をお答え下さい。
_____名 (うち久慈圏域に住所を有する人数 _____名)

└→ 付問2 上記中で、すぐにでも後見人等の選任が必要な利用者数をお答え下さい。
_____名 (うち久慈圏域に住所を有する人数 _____名)

問6 【問5で選任が必要と考えた方のみ回答】

成年後見制度が必要と考えた理由をお答え下さい。(一人に複数の理由がある場合は全てに○をして、それぞれに人数を記入)

1 親族が利用者を支援できないため _____人⇒付問1へ進む

付問1 親族が利用者を支援できない理由について具体的にお答え下さい。

(一人に複数の理由がある場合は全てに○をして、それぞれに人数を記入)

- | | |
|----------------------|--------|
| (1) 親族による財産管理に問題があった | _____人 |
| (2) 親族の判断能力に問題が生じた | _____人 |
| (3) 親族の加齢 | _____人 |
| (4) 親族の不在 | _____人 |
| (5) その他 | _____人 |

[_____]

2 本人でなければ手続きできない契約事項があるため _____人⇒付問2へ進む

付問2 本人でなければ手続きできない契約事項について具体的にお答え下さい。

(一人に複数の理由がある場合は全てに○をして、それぞれに人数を記入)

- | | |
|---------------------|--------|
| (1) 預貯金の払い戻し | _____人 |
| (2) 施設入所・サービス利用等の契約 | _____人 |
| (3) 不動産売買 | _____人 |
| (4) 賃貸借契約の締結・解除 | _____人 |
| (5) 遺産分割 | _____人 |
| (6) その他 | _____人 |

[_____]

3 その他 _____人

[_____]

問7 「久慈地域成年後見センター」について(1~3の1つに○)

- 1 知っている
- 2 知らない
- 3 名前は聞いたことがあるが内容はわからない

問8 久慈圏域の権利擁護支援推進組織（久慈地域成年後見センター）に期待することについて

お答えください。（あてはまる全てに○）

- (1) 関係機関等との連携
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 市民後見人の育成
- (4) 成年後見制度の広報・啓発
- (5) その他

[]

問9 貴事業所では今までに成年後見制度のことで他機関へ相談したことはありますか。（1または2の1つに○）

1 相談したことがある ⇒ 付問1～3へ進む

付問1 相談した場所を下記から選んで下さい。（あてはまる全てに○）

- (1) 弁護士 (2) 司法書士 (3) 裁判所 (4) 市町村
- (5) 地域包括支援センター (6) 指定相談支援事業所（障がい）
- (7) 成年後見センター (8) その他 []

付問2 相談内容は何でしたか。（あてはまる全てに○）

- (1) 制度の内容について (2) 申立ての方法について
- (3) 財産管理について (4) 首長申立てについて
- (5) その他 []

付問3 相談した問題は解決できましたか。解決できなかった場合は理由もお答え下さい。

- (1) 解決できた
- (2) 解決できなかった

[]

- (3) 解決できた時と解決できなかった時がある

2 相談したことがない ⇒ 付問4へ進む

付問4 相談しなかった理由はこういったことですか。（あてはまる全てに○）

- (1) 相談の必要な利用者がいなかったから
- (2) 相談をせずに解決できそうだったから
- (3) 相談先がわからなかったから
- (4) 相談をしにくかったから

[]

- (5) その他

[]

問 10 成年後見制度は利用しやすい環境になっていると思いますか。(1～3の1つに○)

1 そう思う ⇒ そう思う理由は何ですか(あてはまる全てに○)

- (1) 成年後見制度について周知されている
- (2) 相談窓口について周知されている
- (3) 経済的困難でも支援してくれる制度がある
- (4) 相談できる関係機関のネットワークがある
- (5) その他 [_____]

2 そう思わない ⇒ そう思わない理由は何ですか。(あてはまる全てに○)

- (1) 成年後見制度を知る機会が少ない
- (2) 申し立て手続きが複雑である
- (3) 経済的困難な人への経費支援が不十分
- (4) 裁判所を利用するのに不慣れ
- (5) 法律専門家(弁護士、司法書士など)との関わりに不慣れ
- (6) 相談先がわからない
- (7) その他 [_____]

3 どちらでもない

問 11 権利擁護に関連した研修会を開催する場合にどのような内容について開催して欲しいかお答え下さい。(あてはまる全てに○)

- (1) 成年後見制度と手続きについて
- (2) 虐待防止法について(高齢・障がい・児童)
- (3) 消費者被害の現状と防止について
- (4) 日常生活自立支援事業について
- (5) その他

[_____]

問 12 成年後見制度や権利擁護に関してお気づきの点がありましたら何でもお書き下さい。

[_____]

ご協力ありがとうございました。返信用封筒に入れて **7月12日(金)まで**にご投函下さい。

久慈圏域成年後見制度利用促進基本計画

住み慣れた地域で、誰もが自分らしく暮らせるまちづくり

令和3年3月 発行

発行・編集 4市町村担当課

久慈市生活福祉部社会福祉課

洋野町福祉課

野田村保健福祉課

普代村住民福祉課